令和4年第7回平群町議会 定例会会議録(第1号)

招 集 年 月 日	令和 4 年 1 2 月 6 日
招集の場所	平群町議会議場
開会(開議)	12月6日午前9時8分宣告(第1日)
	1番岩崎真滋2番長良俊一
	3番山本隆史 4番井戸太郎
	5番稲月敏子 6番植田 いずみ
出席議員	7番山口昌亮8番森田勝
	9番山田仁樹 10番窪 和子
	12番馬本隆夫
欠 席 議 員	なし
	町 長 西脇洋貴
	副町長植田充彦
	教育 長 岡 弘明
	総務部長 西岡勝三
	住民福祉部長 寺口嘉彦
	事業部長
地方自治法第121条	教育部長 川西貴通
第1項の規定により 説明のため出席	政策推進課長 山 﨑 孔 史
した者の職氏名	総務防災課長 松本光弘
	税務課長末永潤子
	住民生活課長 浅井利育
	健康保険課長 乾 充 喜
	福祉こども課長 岡田康裕
	上下水道課長 大 辻 孝 司
	教育委員会総務課長 浦 井 久 嘉
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長藤本佳利
	主幹高橋恭世
	主
町長提出議案 の 題 目	議案第46号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正
	する等の条例について
	議案第47号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用
	弁償に関する条例の一部を改正する条例に
	ついて

	T	
	議案第48号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を
		改正する条例について
	議案第49号	特別職の職員で常勤のものの給与および旅
		費に関する条例の一部を改正する条例につ
		いて
	議案第50号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件
		に関する条例の一部を改正する条例につい
		~
	 議案第51号	
		期末手当に関する条例の一部を改正する条
		例について
	議案第52号	
	職 采 第 0 2 万 	平群町会計年度任用職員の給与及び費用弁
		償に関する条例の一部を改正する条例につ
		いて
	議案第53号	
		号)について
町長提出議案	議案第54号	令和 4 年度平群町国民健康保険特別会計補
り の 題 目		正予算(第1号)について
	議案第55号	令和 4 年度平群町農業集落排水事業特別会
		計補正予算(第1号)について
	議案第56号	令和 4 年度平群町学校給食費特別会計補正
		予算(第3号)について
	議案第57号	令和4年度平群町水道事業会計補正予算
		(第1号) について
	議案第58号	令和 4 年度平群町下水道事業会計補正予算
		(第1号) について
	議案第59号	平群町ふれあい交流センターの指定管理者
		の指定について
	議案第60号	平群野菊の里斎場の指定管理者の指定につ
		いて
	 同意第 3号	公平委員会委員の選任に同意を求めること
		について
	 同意第 4号	
	1.416./1	について

町長提出議案	同意第 5号 監査委員の選任に同意を求めることについ
の題目	7
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。
の 氏 名	2番長良俊一 12番馬本隆夫

令 和 4 年 第 7 回 (1 2 月) 平群町議会定例会議事日程 (第 1 号)

令和4年12月6日(火) 午前9時開議

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	議案第46号	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条
		例について
日程第5	議案第47号	特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関す
		る条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第48号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条
		例について
日程第7	議案第49号	特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する
		条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第50号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条
		例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第51号	平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に
		関する条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第52号	平群町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
		条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第53号	令和4年度平群町一般会計補正予算(第6号)につい
		て
日程第12	議案第54号	令和 4 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算(第
		1号)について
日程第13	議案第55号	令和 4 年度平群町農業集落排水事業特別会計補正予算
		(第1号) について
日程第14	議案第56号	令和4年度平群町学校給食費特別会計補正予算(第3
		号)について
日程第15	議案第57号	令和4年度平群町水道事業会計補正予算(第1号)に
		ついて
日程第16	議案第58号	令和 4 年度平群町下水道事業会計補正予算(第1号)
		について

日程第17 議案第59号 平群町ふれあい交流センターの指定管理者の指定について

日程第18 議案第60号 平群野菊の里斎場の指定管理者の指定について

日程第19 同意第 3号 公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

日程第20 同意第 4号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

令和4年第7回(12月) 平群町議会定例会追加議事日程

(第1号の追加)

追加日程第1 同意第5号 監査委員の選任に同意を求めることについて

○議長

皆様、おはようございます。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止の観点により、本議会中、議場内でのマスクの着用について許可いたします。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、これより令和 4年平群町議会第7回定例会を開会いたします。

町長、招集に当たりまして御挨拶をお願い申し上げます。町長。

○町 長

皆様、おはようございます。

本日、令和4年平群町議会第7回定例会の開催をお願いいたしましたところ、 議員各位におかれましては、公私何かと御多忙のところ、御出席を頂き、あり がとうございます。

暦も師走に入り、町内各所においても年末年始を迎えるにぎやかさと慌ただしさを感じる時期となりました。新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的に感染者については増加傾向にあり、第8波に備え、予断を許さない状況にあります。気持ちを緩めることなく感染防止対策を講じてまいります。

さて、9月議会から3か月が経過し、町内におきましても様々な行事が開催 されました。主な出来事について御報告申し上げます。

10月6日には、平群町戦没者追悼式を行いました。コロナ禍のため、今年度は、参列者につきましては、遺族会の役員の方々や関係者のみでの忠魂碑前での開催となり、さきの大戦で犠牲となられました戦没者に対し追悼の意を表するとともに、再び戦争の惨禍が繰り返されることのないよう、その教訓を次世代に語り継ぎ、恒久平和の誓いを新たにいたしました。

これまで、収穫祭と文化祭として開催をしておりましたが、平群町の農業振興と芸術・文化の振興を図るとともに、地域コミュニティーの活性化を図るため、収穫祭と文化祭を一つにまとめたオータムフェスタへぐり2022を開催いたしました。10月29、30日には、平群町の特産物であるバラ、小菊の展示が行われました。文化協会によります作品展示も合わせて行われ、日頃の文化活動の成果として、絵画や書画、陶芸品や手芸品など、数多く展示されており、どんぐり広場ではマルシェも開催され、多くの人でにぎわっておりました。

11月5日には、平群町自治功労者表彰式、主産物共励品評会表彰式を行いました。表彰を受けられた皆様方のますますの御活躍を祈念申し上げます。ま

た、くまがしホールでは、3年ぶりとなる文化協会の演技発表も行われ、日頃 の文化活動の成果を披露いただくなど、多くの町民の皆様に参加を頂きました。

11月6日には、大規模な林野火災を想定した奈良県林野火災消火訓練が平 群町総合スポーツセンターで行われました。幸いにも、本町におきましては大 規模な林野火災は発生しておりませんが、関係機関が連携を密にして、今後と も、住民の生命・財産を守るため、防災行政の推進に努めてまいります。

11月20日には、平群町長選挙が執行されました。

令和4年は、民生委員、児童委員の一斉改選の年に当たり、11月30日に任期満了となり、22名の民生委員、児童委員の方々が退任されました。長年にわたり、地域福祉の担い手として御尽力いただき、感謝申し上げます。12月1日には、36名の方に厚生労働大臣より伝達式を行いました。本町の社会福祉の向上に御支援・御協力をお願いいたします。

12月4日には、平群にぎわい創出イルミネーション事業として、町の玄関口であります平群駅前時計台を中心とした、平群町商工会の御協力を得ましてイルミネーションの設置を行い、点灯式を実施いたしました。1月末までの点灯を予定をしております。

各学校やこども園におきましては、各学校・園とも、新型コロナウイルス感染症の感染防止を行いながら、子どもたちが生き生きとした学校や園での生活を過ごすには、運動会や音楽会、生活発表会を様々な工夫をしながら実施をしていただいております。修学旅行につきましては、北小が白浜方面、平群小と南小は淡路・姫路方面に1泊2日で実施しました。中学校では、四国方面に2泊3日で実施しました。卒業という節目の行事である修学旅行を通しまして、何にも代えがたい思い出が作れたのではないかと思っております。

ワクチン接種状況につきましては、オミクロン株に対応した2価ワクチンの接種を開始しております。

さて、議案の上程に先立ちまして、私が2期目の町長就任の御挨拶を述べさせていただくことをお許しいただきたいと存じますとともに、その機会を得ましたことをうれしく思っているところでございます。

11月20日に執行されました平群町長選挙におきましては、町民の皆様方の信託を受けまして、ここに2期目として町政を担当させていただくことになりました。改めて身の引き締まる思いであります。1期4年間、厳しい財政状況でありましたが、平群駅西区画整理事業の事業終結、総合文化センターの完成など、事業が実現することができました。2年目からは、コロナ対策に始終する中で緊急財政健全化計画を策定し、奈良県の支援を受けまして、財政の健全化にも努めてまいりました。

今回の選挙で、皆様方とお約束いたしました町政運営の基本的な考えを述べ させていただきます。

まず第1点は、安定した財政基盤の整った平群の町に。特に、平群町の喫緊の課題は、財政の健全化であります。11月29日に奈良県が公表した県内市町村の財政状況によりますと、基金残高比率、実質公債費比率、将来負担比率は奈良県下でワーストワンとなっており、非常に厳しい財政状況が続いております。奈良県より引き続き重症警報が継続されました。安定した財政基盤の確立に向けて、財政健全化に取り組んでまいります。2点目は、にぎわいのある平群の町に。3点目は、子どもの笑顔があふれる平群の町に。4点目は、高齢者や障がい者の方も生き生きと暮らせる平群の町に。5点目は、デジタル社会に対応する平群の町に。6点目には、誰もが安全で安心して暮らせる平群の町にを基本施策として、職員が一丸となって町民の皆さんとともに、輝く平群の未来をつくるために、町長としての職責を果たしてまいります。

これらを推進していくに当たり、町当局のみでは到底不可能であります。議会の皆様方の御意見を十分お伺いし、御協力を頂きながら、町政運営に誠心誠意邁進する所存であります。議員皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会では、上程案件として、条例改正が7件、各会計の補正予算が6件、町の指定管理の指定が2件、同意案件が2件、合計17件の案件の審議をお願いしております。いずれの議案におきましても慎重審議いただき、可決、同意賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たっての御挨拶とさせていきます。よろしくお願いいたします。

○議長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

議会の冒頭ではありますが、総務部長より発言を求められていますので、これを許可します。総務部長。

○総務部長

貴重なお時間を頂き、ありがとうございます。

先般、議会運営委員会で御説明をさせていただきました提出予定議案について、議案第45号 環境保全器具使用料条例を廃止する条例については、再度、例規の整備を再考する必要が生じましたので、取下げをさせていただいております。御報告をさせていただきます。

また、同意第3号 公平委員の選任に同意を求めることについての案件名に

ついて、正しくは、同意第 3 号 公平委員会委員の選任に同意を求めることについてであり、同意第 4 号 教育委員の任命に同意を求めることについての案件名についても、正しくは、同意第 4 号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについてであり、誤りがございましたので、訂正をさせていただき、おわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長

ただいま報告がありましたとおり、議会運営委員会において提出予定として報告のあった議案第45号 環境保全器具使用料条例を廃止する条例については、11月30日付で町長から撤回したいとの申出がありましたので、会議規則第20条ただし書の規定により、撤回を許可したことを報告いたします。

これにより、本日の議事日程は、議案第46号から日程を繰り上げて、お手元に配付しております議事日程表のとおりとなっております。

本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告のとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により1番、岩 﨑議員、12番、馬本議員を指名いたします。本定例会の会期中、よろしくお 願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から12月16日までの11日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月16日までの11日間 と決定いたしました。

会期の内容の報告を求めます。局長。

〇 局 長

それでは、会期の内容について御報告申し上げます。

12月 6日(火) 本会議(初日)

午前9時より

なお、一般質問通告締切りにつきましては、本日5時となっておりますので、 よろしくお願いいたします。

12月10日(土) 休会でございます。

12月11日(日) 休会でございます。

12月13日(火) 本会議(一般質問) 午前9時より

12月14日(水) 本会議(一般質問) 午前9時より

12月16日(金) 本会議(最終日) 午後2時より

以上でございます。

○議 長

続きまして

日程第3 諸般の報告を行います。

11月24日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長 (馬本隆夫)

去る11月24日午前10時より議会運営委員会を開催をいたしました。案件につきましては、本日から始まりました第7回定例会の議会運営についてであります。

議事日程については内定しておりましたが、先ほど議長から報告がありましたとおり、議案第45号が撤回されることになりました。会議の議題になる前に町長が撤回の申出をされましたので、議長が許可され、日程が繰り上がっております。また、現在空席となっております議会選出監査委員について、町長から案件として提出され、議長から取扱いについて諮問がありましたら、今定例会会期中に議会運営委員会を開催することになっております。

以上であります。

○議長

以上で諸般の報告は終わります。

町長より、同意案件を提出したい旨の申出を受けております。

議会運営委員会の開催をお願いしたいので、暫時休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時16分)

再 開 (午前 9時27分)

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

○議長

訂正がございます。

先ほど、日程第1 会議録署名議員の指名を行いましたが、そのときに1番の岩﨑議員を指名いたしましたが、2番の長良議員に変更させていただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。

先ほど開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長 (馬本隆夫)

休憩中に開催をいたしました議会運営委員会の報告をいたします。

町長より、監査委員の選任同意案件を本日提出したい旨の申出がありました。 協議の結果、同意第5号として本日の日程に追加をし、追加日程第1として、 日程第20の次に議題とすることに内定をいたしました。

以上でございます。

○議 長

町長から、同意第5号 監査委員の選任に同意を求めることについてが提出 されました。

議会運営委員長から報告がありましたとおり、これを日程に追加し、追加日程第1として日程第20の次に議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。同意第5号 監査委員の選任に同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第1として、日程第20の次に議題とすることに決定いたしました。

日程第4 議案第46号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等 の条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第46号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○ 7 番

何点か聞きますけども、遅れ遅れになった定年65までの延長ということで、ただ、2年に1回、1歳ずつ上げるということで、その間に入る人たちは、今説明のあったように、65歳まで働こうと思うと、最後の4年とか3年とか2年とか1年間は再任用職員になるということになるわけですけれども、今、給料水準がまず7割ということなんでね、今、再任用の場合は、辞めたときの給与のどの程度になっていますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

現行の再任用の給料が大体27万幾ら程度でございます。

○議長

山口議員。

○ 7 番

固定なの。要するに、今度、延長の場合は通常の職員のままだけれども、そのときの給料の7割ということですから、例えば40万円もらってたら28万円になるわけやけど、今27万円って言ったかな。27万円ってこれ決まってるんですか。幾らで、例えば、給料の高い人も、60になったときの給料というのはみんな一緒じゃないでしょう、当然ね。その場合も、全部27万円で統一されてるわけですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

先ほどのは再任用の給料なんです。給料につきましては、給料表の4級の1 号ということで、月額27万4,600円で昇給はなしと。今回、定年延長につきましては、60歳の一番高いときの7割掛けた4級のところになります。

○議長

山口議員。

○ 7 番

なるほど、4級のところで調整する。例えば、最初の61になる年から、その延長のままの人の場合は、その給料で、今のところ昇給とか、そういうのは

一切なしに5年間いくということですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

おっしゃるとおり、昇給はございません。 以上でございます。

○議長

山口議員。

○ 7 番

それともう1点あります。

説明の中で、役職は全部外れるということですけれども、再任用の場合、役職つく場合も平群町でも起こってますよね。それは一切、全く役職には就けないということでよろしいですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

役職につきましては、公務に著しい支障が生じる場合、1年を超えない範囲内で、最大3年の上限で引き続き管理職に就くことは一応できるとされてますけれども、これにつきましては、重大な支障がある場合ということで、国の想定されている中では、先ほど言いました、病院の診療所の医師や歯科医師、公立学校等の相当な技術職等に限られると、そういうことで法律上はなっております。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○ 7 番

ということは、行政職では一切そういうことはないということでいいですね。

○議長

総務部長。

○総務部長

国の趣旨からいきますと、そういうことになってます。 以上でございます。

○議長

山口議員。

○ 7 番

あとですね、退職金ですけどね、ちょっと今説明聞いてても分からなかったんですが、通常、今だったら60で退職金をもらって再任用ということになりますよね。再任用5年終わっても退職金は出ませんよね。出ませんよね。今度の場合、その扱いはどうなるんですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

退職金の支給時期について、現行でしたら、60歳を迎えたとき、退職のときに頂くんですけども、延長になった場合ですね、60歳の年度末、その時は支給はされません。延長されて、最終的に退職された時点で支給することになってます。

あと、額ですね。額につきましては、60歳のときが一番給料は高いので、 その段階の給料月額を基本にします。ほんで、その部分に、今度60歳過ぎて から、延長分の分を加算した形で、7割水準になったことで減額されることは ございません。

以上ございます。

○議長

山口議員。

○ 7 番

じゃあ、退職金でそういう損害と言ったらおかしいけど、減ることはもちろんないということですね。そしたら、今までと違って、町のほうの負担、これはどう変わるのか。全面的に65まで定年が延びた場合、まだ何年か先になりますけども、今の雇用との関係でね、何人ぐらいそうなってるのかちょっと分かりませんが、町の持ち出しというのは相当増えると、今試算もまだされてないと思いますけれども、その辺、今度の改正で大体感じとしてどうなるのか、それが1点。

それからですね、希望しなかったらもう60で定年で辞めるのももちろん勝手な、自由になるというふうに思うんですけれどもね、今後の人事政策として、65までということになると、新しい人をまた入れるというのもですね、ちょっと何と言うんですかね、今までだったら一応60で、残る人も残らない人もあるという中でしたけど、基本的には残るということになると、5年間そのまま人が減らないということになるんですが、その辺での人事政策として、町としてはどのように、できるだけ若い人を入れていって、順次交代していくというのが一番いいと思うんですが、その辺どのように見てるのか、それも含めて答えていただけますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

今回の定年延長に伴いまして、町の持ち出しはどのようになってるか、増えるのかどうかということで、延長した場合は厚生年金は加入することになってますので、町の負担は一部増えていきます。

それで、あと人事政策のことでございます。

当然、希望された場合は65歳まで働けるようになりますので、その分、新規採用はどうなるかということでございます。質の高い行政サービスを安定的に供給できる体制を確保するには、やっぱり定年引上げ期間中においても一定の新規採用職員を継続的に確保するようにする必要がありますけども、今回は、財政状況がこのような状況と勘案しながら、一定の職員も入れていきたいなと思っています。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○ 7 番

あと、役職外れるわけですから、61歳から労働組合との関係はどうなりま すか。

○議長

山口議員。

○ 7 番

今、当然平群町はユニオンショップですよね。ユニオンショップの場合、当 然役職外れたら組合員に、職員ですからね、再任用職員とはまた別でしょう。 通常の職員ですから、そこはどのようになるんですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

組合とはまだ話は細かいとこまでしてませんけども、管理職から外れるということで、組合員のほうになると考えてます。また今後、相談しながら決めていきたいと思います。

○議長

森田議員。

○8 番

この制度、令和5年から制度が運用されるというふうにお聞きしてるんです

けども、令和4年度の方はこの制度を運用できないと思うんですけども、職員 に定年退職の方がいらっしゃるのかどうか。

○議長

総務部長。

○総務部長

令和 4 年度の退職者の方は 1 人おられますけども、この制度の定年延長にはなりません。

以上でございます。

○議長

ほか、質疑ございませんか。馬本議員。

○ 1 2 番

中身突っ込んでちょっとお聞きしますけどね、例えば、来年やさかいに5年6年度という形になって、1歳繰上げということになりますわな。そこで、来年の方が、先ほどもあったように、いやもうそこで辞めます、退職金くださいということで申請された場合、もう次の令和6年度については、退職金だけ頂いて令和6年度で働くということになったら、その待遇はまずどうなるのか、それ1点。

先ほどおっしゃったように、5年度で退職の方が6年度で退職金を受けるということになれば、その6年度に行かれる方は、要するに、基本給の7割を確保できるわけやろう。それ以降、6年度以降、もうその再任用制度というのはなくなって、今度は定年前再任用短期間勤務職員という扱いになると思うねけど、5年度の退職の方が、7年度の話ですよ、そのときに、4級という形で、今おっしゃったように、27万4,600円ですか、ここできちっと来るということでよろしいんかいな。

それともう一つ。要するに、今でも一緒やけど、再任用制度というのは、1年間、一定の雇用をしていただけるけども、2年目、3年目になると、短期1年やったらその1年で、委員会あって、そこで雇用しますよと行政がおっしゃっていただいたら雇用は確保できるけども、次は雇用はしませんとなれば、その制度は、自分自身はそこで雇用できないという形は一緒ですか。その点ちょっと言うてください。

○議長

総務部長。

○総務部長

ただいまの質問にお答えします。

先に60歳で辞められた場合、そこで一旦退職金を頂くことは可能なんです

けど、それ以降については、暫定再任用という形で、今までどおりの令和13年までいけることになります。65歳までいけることになってます。給与水準については、暫定再任用制度ですんで、4級の1号ということで、27万4、600円、そこになります。

あと、再任用、暫定再任用も同じなんですけども、一応町で毎年判定させていただいて、そのときの判断でしますので、場合によっては雇用できない場合もございます。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○ 1 2 番

それはそれとして、今もう一つ言うたのはね、私、令和5年で定年になりますと。けれども、法的には6年もいけるよと。この6年については、要するに、基本給の7割、40万円もうてたら28万円を一定の水準とされてるわけやけど、これは雇用は確定されるわけや。けれども、その方が7年度においてはね、今度は暫定の形という給料表になって、先ほど言うた短期間の時間の職員になるわけやけど、これは町が裁量権でいろいろ決められる。いや、7年はその方はもう必要ないですよということも言えるかどうかを確認してるわけや。

○議長

総務部長。

○総務部長

ただいまの質問でございます。

暫定再任用になった場合は、町が場合によっては雇用をお断りすることがございます。

○議長

馬本議員。

○12番

私の言いたいことは、60歳で定年、令和5年で退職金もうた場合、給料は令和6年度は暫定的な職員になって4級になると。けれども、確定して雇用はしていただけるんですか。その点だけちょっと確認のため今日聞いてるわけやけど、その点どうですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

定年延長の分については町はお断りすることはないんですけども、暫定再任

用については、場合によってはお断りする場合がございます。

○議長

馬本議員。

○ 1 2 番

そこがややこしいねん。というのは、私が令和5年で退職しますと。定年になりました。退職金については、令和6年度も働きますんで、そのとおり雇用は確定しますと。しかし、令和5年度で退職金を受けられた方は、雇用確定ということはあるんですか、ないんですかと、町の判断でということになるんですかと。そこら辺を聞いたのは、なぜ聞いたかといったら、5年、6年度で1歳延長を迎えるわけや。ということは、僕からしたら、僕の個人的な話ですよ。6年度も、いろんな家庭の事情によって、退職金は60歳で頂いたと。けれども、5年、6年度が1歳とするならば、6年度も雇用は確定していただかなければおかしいん違いますかということを言いたいわけや。その点、そうなってるんですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

例えば60歳で定年を迎えられて、定年延長61歳になったということになれば、61歳までにおきましては、定年前の再任用短時間勤務職員ということで、勤務していただくことは可能でございます。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

これ以上突っ込まへんけど、確定ですと可能と、いろいろあるんで、そこら辺が、僕これ、議案見てて非常に不安になったわけ。というのは、その人その人の事情によってね、60歳までお勤めになった方が、そこの家庭の事情で60歳で退職金を申請されたと。その方については、令和6年度の雇用は確定しないということもあり得るということがあればね、それを改めてここでお聞きさせていただいたのはそういうことなんですよ。要するに、退職金というのは、自分が積み立ててきたものや。それを、あと1年間延長する、その延長すればするほど、それは退職金が増えるのは当然のことでございますけども、61歳で、要するに退職金を申請された方については、令和6年度も雇用は確定しますよと。令和5年度で退職金もうた人については確定しませんよということに

なればね、そこら辺、はっきり、それでよろしいんですか、その認識で。国の 法律でそういうふうに、5年、6年、例えば2年で1歳ということになってき てるんやから、そこら辺ははっきり答弁してほしいなというふうに思います。 ただ、町のことですので、そこはそこのいろんなその人の事情を鑑み、雇用は していただけるものというふうに私は確信してますけどもね、そこの読み方を ちょっとはっきりしてほしかったんです。そういうことなんですけど。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまおっしゃっていただきましたとおり、6 1 歳まで定年が延びまして、6 0 では退職せず 6 1 歳で退職される方、この方についてはもちろんその雇用というのは確保はされるということになります。ただ、6 0 歳になられて、いろいろ御自身、御家族の状況によってですね、やむを得ず 6 0 歳で退職をせざるを得ない方も、当然職員として出てくるかと思われます。その方につきましては、先ほど申し上げましたように、定年前再任用短時間勤務職員ということで、今、6 1 歳まで定年が延びたとしましたら、6 1 歳までは働いていただくことができるという制度に当たっております。

○議長

馬本議員。

○ 1 2 番

ということは、確定してんねんね。雇用したっていただけますんですね。それだけを言うてます。要するに、待遇が変わりますよと。退職金を、令和5年で退職される方ならば、令和6年度まで退職金を頂けるならば、その人については、自分の基本給の7割、例えば先ほどあった40万円やったら28万円は確定しますよと。しかし、令和5年度で退職された方について、退職金、例えば頂いた人については4級になる。27万4,600円か、何かここに書いてるように、この4級になりますよという、そういう認識でよろしいねんな、待遇については。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

定年前再任用短時間勤務職員になりますので、議員がおっしゃっていただきました給料表から、働かれた時間数などに応じて算出されるということでございます。

それと併せて、先ほどから御質問いただいております、一旦退職されて、1

年間は必ず雇用されるかどうかということでの御質問でございますけれども、 定年前再任用短時間勤務制度におきましては、その1年間において採用される か否かについては任命権者の裁量ということになっております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○ 1 2 番

それは裁量権で、それはね、今言った待遇だけと違うわけや。要するに、6 0歳で定年を迎えられた方は退職金もうたら、次の61歳まで必ず役場が雇用 するという確証はないということを今おっしゃったわけや。そういうことやで。 けれどもね、やっぱりね、いろんな事情あって退職金を60歳で受けられる方 も、いろんなその人によって違うと思う、家庭によってね。

そこで、町長、御返事は結構なんですけれども、今まで、皆一生懸命町のために、住民のために働いてきていただいた職員さんの今後の雇用でございますのでね、町長、60歳で退職金を受けられても61歳まで、再任用制度がなくなって、給料体系は、先ほどあったように、定年前再任用短時間勤務職員として雇用していただけますように、町長よろしくお願いしますわ、それだけ。1年は最低雇用してやってくださいね。そういうことです。

○議長

山口議員。

○ 7 番

ちょっともう1回だけ確認しておくけどね。要するに、その人の定年が61、62、63、64、途中まではこれなりますよね。その年齢で辞めれば、本人の定年年齢で退職をすれば、65までは再任用は引き続きやってもらえるということやね。それは61で辞めても、61の定年の人は61で定年になりますから、4年間は再任用で、これは町は、本人が希望すれば雇わなければならない、これは間違いないですね。そこは間違いないですね。

○議長

総務部長。

○総務部長

ただいまの質問でございます。

途中で61歳、62歳で辞められて、あと65歳までという再任用の制度、 今度暫定再任用という形になりますけども、それは1年ごとの更新で、必ず雇 用するものではございません。こちらは、場合によっては雇用できない場合も ございます。 以上でございます。

○議長

山口議員。

○ 7 番

今、60歳定年で、再任用は本人が希望すれば雇用しないといけないとなってなかったか。今でも断れるの。

○議長

総務部長。

○総務部長

現在のところも、毎回判定委員会を開かせていただいて判定をさせていただいております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○ 7 番

そしたら、何のための65までの再任用制度なのかということに。勤務状態が悪いとか、いろいろもちろんね、そういうマイナスな面で判断するというのは分かるけども、普通、通常は、年金が65からしか出ないわけですから、そのための再任用制度やったわけでしょう。今でも一緒なの。要するに、町長がペケと言ったらもうそれは雇わないということになってるんですね。その理由はやっぱりちゃんと本人にきちっともちろん知らせないといけないと、そういう何とかあるわけでしょう、当然。納得いくような理由があってということで、そういうことですよね。それでいいですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

議員おっしゃるとおり、勤務状態とかその辺を判断して判断をさせていただいて、その上で本人さんにお伝えさせていただいております。

○議長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第46号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議 ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第46号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第5 議案第47号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第47号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田議員。

○8 番

これは引き続きという御説明いただいてるんですけども、減額総額は幾らになるんでしょうか。

○議長

総務部長。

○総務部長

日額報酬、月額報酬の委員で、予算ベースになりますけれども、年間予算ベ ースで210万円を計上しております。

以上でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

影響額が210万円でございます。

○議長

森田議員。

○8 番

職員をはじめ町長、我々議員もですね、人事院勧告に基づいて引き上げられてるんですよね。やっぱり、一生懸命やっていただいてる消防団とかそういう方の報酬だと思うんですけどね、やはり、私はどうかなと思うんですよ。職員も上がり、議員も上がり、ボーナスですけども、それをあえてですね、頑張ってもらってる特別職の職員の方に下げるのかというのはちょっといかがなものかなというふうに私は思います。一生懸命頑張っていただいてるわけですから、年間210万円ぐらいであれば何とか吸収してですね、元の正規の金額に戻していただきたいなと思います。これは意見として申し上げておきます。

○議長

山口議員。

○ 7 番

これ、もう何年続いてるのかちょっと説明してもらいたいんですけれども。 それとですね、これ何で、この元の条例上の金額というのはどういうふうに して決まってるんですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

この減額の時期でございます。平成17年4月からということで、今年度で18年間になります。

条例上の根拠、率の決め方でございますかね。率の決め方については、もう 18年前になるので、そのときの根拠というのは、今、手持ち資料はございま せんので、分かりましたらまた連絡させていただきます。

○議長

山口議員。

○ 7 番

基本的にね、当時の日給とか、例えば専門職だったら当然、いろんな意味で高くなります。本町の場合も、監査委員についてはですね、弁護士の代表監査委員については、これまでの月額給から日給というか、来ていただいた、仕事していただいた量で決めてるというふうに変わってますよね。そういうことであればですね、一律で30%カットとか20%カットとか、それも17年間、

17年ですよ。こんなんもう本則変わってるのと一緒じゃないですか。それをいまだにね、全く同じ理由で財政が大変だからカットですって、何ぼ財政大変でも、これは生活給じゃないですから、そこまでは言いませんけども、例えば生活給であればですよ、17年間も同じような理由でね、17年間財政何もようせんとやってきたんかと。自分たちの無能なのをさらけ出してるような話じゃないですか、言葉悪いですけど。町長、そう思いませんか。17年ですよ。こんなん、本則変わってるのと何も変わらないじゃないですか。本則変えたらどうですか。今のは真意ではないですけども。

もう1点聞きますけど、もう1回調べて、後でもいいですから答えてくださいね。

西和7町の実態はどうなってますか。平群町よりもっと安いとこありますか。 一覧表で出してくださいよ。大体同じような、委員はみんないらっしゃるわけ だから。大きい大都市と比べろとは言いませんが、せめて三郷や斑鳩や上牧や 河合や王寺と同じような金額というのは、私は多分決めたときには、大体横並 びで決めてたと思うんですけれどもね。それと比べてどうなんですかね。よそ もずっとカットしてるんですか。その点、状況を多分つかんでおられると思う んで、説明していただけますか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

近隣の状況でございます。

額につきましては、それぞれ各町においてばらつきがございます。ただ、平 群町においては、近隣と比較しても低額、安価であるということは申し上げた いと思います。また、カット、減額については、他の近隣市町村ではされてお られないというふうに把握はしております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○ 7 番

よそはしてないと。平群町は17年間、率は1回、ちょっと戻したというのもありましたけど。ただね、それはもちろん皆さん、財政大変やからということで、ずっと言われてるんで、何とか別に、これをもらうために委員になってるということではないとは思うんですけどもね。

考えてほしいのは、その委員をするためにはやっぱり一定ね、その種の専門 的なことも勉強したりですね、時間も取るわけですよ。何も、委員会に出て、 1時間、2時間座ってるだけで報酬を払ってるわけじゃないんですよね。その時間だけじゃないんですよ。時間給じゃないんですよ。だから、こんなことをいつまでもやってる自治体というのはおかしいんですって。ほんで、同じようにまた3年たったから出しますって何も考えんと、はっきり言って何も考えてないじゃないですか。削れるところ削られたらそんでええわと、本当に安易な話でしょう。だから、私はこんなん撤回すべきですよ、早くに。

例えば、一番上の2万3,000円が3割カットするんだったら、もうカットして、ちゃんと本則でそれならこっちのほうが正しいんだということで思ってるんだったらそうすべきですよ。町長の給料と一緒で本則変えればええんですよ、それやったら。それが正しいと思ってるんならですよ。それがこの人たちに委員を引き受けてもらう、本来の報酬としてこっちが妥当なんだって、もう17年もやったらなるじゃないですか。そこでそう変えるべきでしょう。財政が云々なんていうより、本則が間違ってるんですからって。本則は間違ってないんですか、間違ってるんですか。これは町長答えてくださいよ、あなたが提案してるんですから。

○議長

総務部長。

○総務部長

ただいまの質問でございます。本則に変えたらどうかという御質問です。

今回は、提案理由に書いてますように、財政状況に鑑みということで考えております。あくまでも、18年間、長い期間ですけども、本則は本則として置いておきたいと。財政状況に鑑み、緊急財政健全化計画の令和7年度までということで、今回それに合わすということも含めて3年間ということで、上程のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○ 7 番

全然財政ようなる見通し持ってないわけや、要するに。3年やからね。もうとにかく、払うもんは減らしたらええという、そういう単純な考えでまちづくりなんかできませんよ。これだけじゃないですけど、本当にあなたたちは、働く人、いろいろ仕事する人、その立場、もっと考えるべきですよ。全く考えてないとは言いませんけども、だからこんなことを機械的にやってるんですよ。17年、18年もこんなことをやる自治体ってありますか。全部附則でやってるわけでしょう。本来なら、物によっては、もっとたくさん報酬を出すところ

だっていっぱいあると思うんですよ、ほかの自治体と比べても。それだけの仕事をしてもらえればええわけですから、自治体にとっては。監査委員の2万3,000円、こんなん安過ぎるのに決まってるじゃないですか。それでも、それを2割カットしてるわけでしょう。だから、もうちょっとね。

ほんで、さっき言った、何でこの金額決まってるかというのはきちっと、本 則は何でこの金額かというのは出してくださいね。それはもう遡って、最終的 にこれ、いつ決まったんか、18年前よりもっと前やと思いますけども、その ときの当時の事情とかあるわけやから、ちょっと調べて答弁してくださいね。

○議長

総務部長。

○総務部長

確認しまして、またお知らせさせていただきます。

○議長

ほか、質疑ございませんか。

○議長

馬本議員。

○12番

ここの委員会は53の委員会あるわけやけど、今、今度対象になった日額と 月額、いろいろ入れて36の委員会が減になるわけやね。間違うてたら間違う てたで言うてくださいよ。17委員会は一応該当するんかしないか、その点も ひとつお願いしたいということと、それよりも、今本則の話出たから、これ、 53委員会あって36しか対象にせえへんと言うたら、僕はもう1回この委員 会自身をね、総務部長、来年度からやから、精査されたらどうですか、その点。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいま御質問いただきました。

条例上ですね、53の委員会が定められております。それぞれ、その委員会の月額、日額ということで、報酬額を条例上定めておるわけでございます。先ほど、部長が影響額ということで、今現在、予算に反映されておる委員会でということで御答弁を申し上げました。実際のところ、今年度、その委員会の開催の見込みがないということで予算化されていない委員会、また数年開催されていない委員会などもございますけれども、この条例から除外するというか、精査をかけるということについては、それぞれ委員会の状況などにも応じて検討はしていく必要はあるのかなというふうには考えております。

○議長

馬本議員。

○ 1 2 番

なぜそれを言うたかといったら、今回、11委員会は予算計上してないねん。 そうやろう。そやから、僕はちょっと精査されたらどうですかと、こう言うて 提案させてもらったんですよ。今おっしゃったように、予算化されてない委員 会ありますよと、こうおっしゃった。11委員会予算化されてないねん、今度 の当初予算から。そやから、今後、いろんなことを考えて、財政厳しいから云々 というのは、これは理解できます。それは、17年度から18年間、これにつ いて、暫定的じゃないけども、3年、3年、時限立法的な附則で議会のほうへ 上程されてるわけやけど、そこら辺も一定の、平群町は財政厳しいから、委員 さんにもひとつ御協力をお願いしたいという旨で出しておられると思うけども、 それは一定の理解は私はします。そういうことです。

○議長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。山口議員。

○7 番

本条例改正案については反対いたします。

先ほども質疑で言いましたように、18年にもね、18年間も同じように減額をする。財政が厳しいとおっしゃるけれども、それは全国的に市町村の財政がある程度よくなって、その中で平群町は相対的に悪いということです。相対的に悪い。どういうことかと言いますと、平群町自身の財政状況は、ここ十数年の中で、今はそんなにひどい状況ではありません。もちろん、大きい事業をできるだけの余力はないわけですけれども、こういう住民の皆さんが頑張ってやれるような、ちょっとしたものを削っていくという、そういうことをいつまでもやるというのは、私は平群町自身の今後のまちづくりや発展にとってもよくない、このように考えています。

そういう意味からも、このような各種委員で頑張っていただいてる皆さんにですね、少しでも、町としてはこれだけ頑張ってきたんだから、もうカットについてはこの辺で終わらしていただきますというようにするのが、私は本来の

平群町がやるべきこと、町長がやるべきことだというふうに思いますので、そ ういう意味合いからも、この議案に対しては反対いたします。

○議長

馬本議員。

○12番

ここに提案理由を書いておりますように、奈良新聞にもあったように、平群 町は非常に財政厳しい。それと、今はいろいろな大きい事業云々とかいう話も あったけども、僕が一般質問してるこの本庁舎、これ、東南海地震が起きたら 大変ですよ。住民の命は相当な支障を来しますよ。そのためにも、財政的にも そういうのを建て替えてもらって一日でも早くしてもらう。それはそれとして ね、やっぱり住民にも一定の御理解を頂きたいという意味で、今度この提案を されたと思いますので、この議案については私は賛成をいたします。

以上です。

○議長

ほか、討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。 これより議案第47号について採決を行います。 本案について、可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者举手

○議長

挙手多数であります。よって、議案第47号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第 6 議案第 4 8 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○教育部長

議案第48号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○ 7 番

ちょっと今の説明であったかどうか分かりませんが、議運のときの説明でですね、改定率全体で 0.3%と、こうなってるんですよね、給料引上げのとこだと思いますが。この全体というのは、全職員に対して、この俸給表に対して 0.3%ということなのか、この若年層の 1 から 3 級に対しての 0.3%なのか、その点どうですかね。

○議長

総務部長。

○総務部長

全体の0.3%といいますと、職員全体となってます。ほんで、ちょっと言い忘れましたけど、具体的には1級の方が1.7%、2級の方が1.1%、3級の方が0.2%、4級以上は改定なしということになっています。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○ 7 番

これで幾らになるんですか、人件費の増額は。

それと、再任用のほうも上がるんで、その両方でそれぞれ答えてもらえますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

増額部分についてでございます。

月例給で75名で、1年間のほうで出しますと、約65万円と。4月から遡及して改定、12月まで遡るんですけども、ほんで、来年3月までいきますんで、1年間で65万円と、75名で。賞与で約170名で653万5,000円、合わせて718万5,000円となってます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

再任用の方の影響額ということでございます。

再任用の方で16万5、000円ということでございます。

以上です。

○議長

山口議員。

○ 7 番

それと、これは後から議案で、再任用の給与の条例改正もありますけども、これまでどうやったかということなんですけど、再任用の給料については、ボーナスは今回12月からということになってますが、給料については、職員の場合、当然4月に遡及しますよね、再任用の場合はこれ遡及してないようなんですけれども、これまでも、それは全く遡及せずに、ボーナスだけか、給料も上がる場合ありますよね。ただ、4級の1やから今回は上がってないわけですけど、遡及はこれまでもしてなかったんですか。することにはなってなかったんですか。その点どうですかね。

○議長

総務部長。

○総務部長

再任用につきましては、遡及があった場合は遡って遡及します。 以上でございます。

○議長

山口議員。

○ 7 番

これまで遡及してたの。

○議長

総務部長。

○総務部長

過去にちょっとあったか、資料ないんですけど、あれば遡及してるんで、そ ういうことでございます。

○議長

山口議員。

○ 7 番

後の議案やから、もうこれ以上言ってもあれやけど。ほんだら、じゃあ今度 は遡及しなくするという条例をこれ出してるわけやな。まあまあええわ、今の はええわ。後で聞く。

○議長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第48号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異 議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第48号 一般職の職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

午前10時40分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時30分)

再 開 (午前10時40分)

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

続きまして

日程第7 議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第49号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○ 7 番

この議案だけじゃないですけれども、私はこの議案には反対ではないですけれども、先ほどの議論からするとですね、財政大変で、先ほどの議案では各種委員の報酬を引き下げてると。にもかかわらず、常勤の特別職については引上げをする。整合性は取れないと思うんですが、それはどういう整合性を持ってやられているんでしょう。これはぜひ町長に御答弁いただきたいですね。

○議長

総務部長。

○総務部長

今回の引上げの整合性ということでございます。

今回については、これまでも、給与については、人事院勧告に基づき、上がった場合、下がった場合、そのようにしてますんで、それに合わしての改正としております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○ 7 番

そんなことを聞いてるんではないですよ。整合性が取れないでしょう。人事院が上がったら、法令で引き上げなければならないなんてどこにも書いてないじゃないですか。それぞれの自治体の裁量でできることじゃないですか。財政が大変だから、よその自治体に比べて、各種委員の報酬は下げてますと、低いですと。でも、言い訳するとしたら、町長と副町長、教育長については、本則で、よそに比べれば相当低い金額ですから。でも、考え方としてはおかしいでしょうということを聞いてるんですよ。ある意味、意地悪な質問ですけども、そういう自己矛盾ですよ。そういう自己矛盾が、さっき森田議員が何て言いましたか、210万円ぐらいということで、各種委員のものはそのままのほうがいいんじゃないかという意見を言われましたよね。それも私は道理だと思いますよ、そういう意味で言えば。だから、自己矛盾でしょうと。だから、町長はそれ、どういうふうに住民には話を、説明をされるのか、言い訳をされるのか、聞きたいものですね。ぜひお答えください。

○議長

町長。

○町 長

それでは、山口議員の質問に答えさせてもらいます。

先ほどの議案の中で、特別職の非常勤の方の減額なんですけども、本当に各種委員の皆さん方には本当に低い金額で御苦労願っているということは感謝申し上げます。財政事情が好転しましたら、近隣の支給状況を見ながら改善していきたいというふうに思っております。今回、私のほうの議案の関係なんですけれども、過去からの人事院勧告の慣例に基づきまして、一応引上げさせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

○議長

山口議員。

○ 7 番

理解はできませんけど。ちょっと聞きますけど、この町長、副町長、教育長、 それから議員、特別職の、これ全部 0.05か月上がるということで、これ三 つ全部で報酬は幾ら増えるんですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

議案第49号に関しては、町長が3万4,400円、副町長が3万2,760円でございます。あと、教育長につきましては3万2,025円、議員の皆さんで19万5,160円でございます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○ 7 番

210万円には届きませんけども、そこそこ、全部足すと30万ちょっとぐらいになると思いますが。それでどうやということはないんですけど、さっきも言いましたように、勝手なね、もうその時々の理屈でやってるとしか思えないんですよ。だから、委員の報酬をいつまでも下げるなんて、しつこいようですけど、どうかしてるんです。3年間なんてなおさらですよ。もうこれ、町長、こんなん途中であったって、この条例については本則どおりに戻すというのはね、私はもう早く、もちろん庁内で議論されたらいいですけども、やるべきだということは申し上げておきます。

この引上げについてはね、私は人勧がどうのこうのとは言いませんが、一応 人事院勧告についてはですね、世間並みの給料ということで、職員の場合は、 若年層を中心に今度は上げるということで既に可決しましたけれども、そうい うふうになってるんでね、その点についてもですね、今、職員の給料を4%カットしてるわけでしょう。これもね、一方で上げてるわけじゃないですか。それも人事院勧告に従ってくださいよ。4%カットなんて人事院勧告してませんから。そういうところもきちっと整合性取ってね、やっぱり働く人を大事にする、やっぱりここが基本だと思いますんで、これは答弁要りませんけども、ぜひその辺はね、こういう自己矛盾に陥ってるということをしっかり認識していただいて、今後改めていただきたい、このようにお願いしておきます。

○議長

ほか、質疑ございませんか。馬本議員。

○ 1 2 番

町長、本則で言うたら、町長40%カットやな。副町長は何ぼ。副町長は何ぼやった。町長40、副町長何ぼかな。それで、教育長何ぼか言うて。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまご質問いただきました。

副町長におきましては35%カットということでございます。教育長におかれましては、25%カットでございます。

○議長

馬本議員。

○ 1 2 番

というのはね、要するにこんなん生活給でっせ。町長の場合、給料は。教育長だけ給料制の条例改正になってるけど報酬になってくんやな。基本的に82万円か、たしかそんなんやったと思うで。僕、このときおったんやから。このときの話は今してもええけども、そのときちょうど平成19年ぐらいやった。僕、そのときに、岩崎町長は、新しく19年のときに出はったんかな。そこで、岩崎町長が財政厳しいからということで提案しはったわけや、減額。これも時限立法で提案されたんや。全部覚えてるで、俺。しかし、ある議員は恒久的にせえと。条例改正せえということで提案になって、40%カット、35%カット、25%カットになってんねん。これ、平成19年ぐらいから違うか。今から何年やの、これ。そのままずっと恒久的に来てんねや。そりゃ、給料を変える場合は報酬審議会にかけやな、町長、諮問機関あるけどもね。けれどもそれをずっと、町長並びに副町長、教育長は我慢されてこのまま来てはるということは、私はこの議会ではっきり言いたいわ。奈良県下でも、町長40%カットはないやろう。そんだけ三役は一生懸命財政のことを考えられて、そのまま町

長を筆頭に諮問委員会にかけておられないということは、皆さん分かっていた だきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第49号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議 ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第49号 特別職の職員で常勤のものの 給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決 されました。

続きまして

日程第8 議案第50号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関す る条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第50号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第50号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第50号 教育長の給与、勤務時間その 他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決さ れました。

続きまして

日程第9 議案第51号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手 当に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第51号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

質疑ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第51号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第51号 平群町議会議員の議員報酬、 費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については原案どお り可決されました。

続きまして

日程第10 議案第52号 平群町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第52号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○ 7 番

1年契約でやってるから、一般職員のように、年度初めに遡及しないという説明やったと思うんですが、さっきちょっと聞いたときには、これまでは遡及あったんかどうか、実態は別にして、給料が上がった場合は遡及するようなこともできるみたいなことをさっき言ってましたけど、もうそれここできっちりと、要するに条例上で、もうそれは翌年度にすると。ただ、翌年度にまた契約するかどうかは分からんわけで、新しい契約した人が前年度決まったものでやる。だから、同じ人かどうかは別にして、会計年度任用職員については次の年の4月から適用すると、こういうことですよね。何かちょっと引っかかるんですけどもね。要するに、後退になるんじゃないかなというふうに思うんですが、

その辺は、人事やる当局としてはどのように考えてますか。

この間いろいろ問題になってるのは、会計年度任用職員についても、結局給料が安くてですね、一昨日かの新聞に大きく載ってましたけども、非常に金額が低いと。200万円から、高くて400万円ぐらいで、全体の一般職員の半分ぐらいにしかならないというようなことが書かれてたように思うんですが、その辺から見るとね、どうなのかなというふうに思うんですが、公務の職場でこれですからね、ちょっといろいろ思うところがあるんですが、町としてはその辺、どのように考えてますかね。

○議長

総務部長。

○総務部長

給与の関係でどう考えるかということでございます。

会計年度の方、給料は少ないんですけども、一旦雇用計画で金額、それで予定されているので、一般的に増えることはあるかもわかりませんけれども、減ったりすることも、不利益不遡及の関係もありますけれども、決まった分だけ頂けると、それで予定されてるということで問題はないんかなと思ってます。

○議長

ほか、質疑ございませんか。馬本議員。

○ 1 2 番

今、会計年度の職員さん、大体200人ぐらいいはんねんな。そのうち、今回これに該当する月額フルタイムとか月額雇用のみの方だけと思うんやけど、間違うたらごめんやで、該当するのはやで。それで何人ぐらいおいでになるの。今、200人ぐらい会計年度の職員さんを雇用されてるうちに、この条例に該当するのは何人ぐらいの方ですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

今回対象となるのは、現在で、合計で178名と。フルタイムで26名、パートタイムで152名になってます。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○ 1 2 番

ということは、その今200人近ういてはった、それ全部これに該当すんの。 しないやろう、来年度は。来年度、これ全部するの。給料表変わるの。それを 聞いてんの。要するに、フルタイムでしてはったら、保育所の保育士さんとか、 そういう方が二十数名いはるわな。そこから、要するに月額で来てはる方もお いでになるやん。そやから、これ全部200人近い人が全部該当しますかって 聞いてんねん。

○議長

総務部長。

○総務部長

全員該当になります。時間給の方も全員該当になります。

○議長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第52号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議 ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第52号 平群町会計年度任用職員の給 与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決 されました。

ここで説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

続きまして

日程第11 議案第53号 令和4年度平群町一般会計補正予算(第6号) について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第53号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。植田議員。

○6 番

幾つか聞きたいんですが、まず一つ、北小のトイレを補正でやって、来年度の夏休みにするということなんですが、現状トイレの洋式化、乾式化ということはこの間やられてきてるんですが、この北小の分をやられたとして、町内の小中学校の改修の状況が何%になるのかというのがちょっとお聞きをしておきたいんですが、まだそれでも中学校あたりは残ってると思いますし、そこら辺のところ、どうでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

お答えいたします。

まず、予定の段階ということでお聞きいただきたいと思います。

今回、北小学校のトイレ改修につきましては、国の補助事業採択を受けることができまして、改修を行うということで、今、北小学校に限定してということなんですけども、14か所の和式を、あくまで想定ですけれども、今11か所の洋式、多目的トイレを含めて。合計、既存の洋式を含めて17か所になります。まだ、実際の設計図を作ってみないと、正確に配置できるかどうかというのも検証しないといけませんねけど、一応予定としましては、現行、今北小学校は60%の洋式化率が、約7割から8割の洋式化になるかというふうに思ってます。

御指摘ありました中学校につきましても、今現在、来年度であれば、補正予算や、あるいは国の補正予算、国の当初予算等に上げれないか、今検討、協議を行っておりまして、中学校につきましては、北館の2階のトイレ改修があと残ってるということで考えております。ただ、御指摘のように、全ての学校の洋式化ということなんですけども、当然、児童生徒が主に専ら使うところに限

定をしてトイレの改修をやっているということで、必ずしも100%にするということではなくて、和式も残し、洋式化を進めていくという形で進めております。

以上です。

○議長

植田議員。

○ 6 番

今、基本的にはね、平群小学校はある意味100%よね。今、北小、今回の補正の分をされたとして、7割から8割の達成率というんですかね、今おっしゃったみたいに、通常使うところのトイレを、子どもたちがトイレの洋式化なんかを含めてやっていってるからね。南小、あと残ってるのと、中学校も残ってるんですけども、中学校で北館2階が残ってると。それで、中学校は基本的には、教育委員会が考えてる改修は終わるというふうに考えておられるのかどうか、まだそれ以外にもあるのかどうか。南小については、今の段階でほび修するべきところは終わったというふうに認識されているのか、北小も、今回のこれで終わるというふうな認識をされているのか、その点もう一度お答え願えますか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

トイレの洋式化の件でございます。

町の財政状況も、国の補助金の採択の状況もありますので、おっしゃるとおり、平群小学校につきましては100%洋式化にはなっておるんですけれども、ほかの学校につきましては、やはりそれは全て国の補助金等で賄い切れるものではございませんので、町財政ということもありますので、いわゆる、主に専ら児童生徒が使うものに限定をしてトイレの改修をしたいというような形で進めております。当然、財政状況に余力があればいいんですけれども、利用頻度の少ないトイレを改修しても、結局は使わないことになってしまいますので、当然、子どもたちが専ら専用に使うところを洋式化して、一旦それでトイレの改修については、終わるということではないんですけども、一応状況として終わらせてもらって、まだ学校施設の改善であるとか、ほかにも振り向けていかなければならない優先課題もありますので、トイレの改修については、中学校の2階のトイレの改修をもって一旦は終了させていただきたいというようなことで思っております。

○議長

植田議員。

○ 6 番

私が聞いてるのはね、行政側として必要な改修については、北小の今回の分で、今回の補正で出てきた分で終わりなんですかと。あるいは、見直しはもう終わってるのか、中学校は来年度、そういうふうな形で補正でも何でも補助金が取れる分があったら、その北館2階が残ってるということなので、それでほぼぼ行政側が改修すべきところは終了すると、そういう認識でおられるのか、その部分を聞きたいんです。だから、それぞれの平群小以外のところはね、それでほぼほぼ終わるのかどうか、その点だけもう一度きちっと明確に答えてもらえますか。

○議長

教育部長。

○教育部長

トイレの改修でございます。

今回は北小学校、あと、こちらで考えておりますのは中学校、先ほど課長からも答弁ありました北館のとこ。そこは今、国庫補助の申請を行ってるところであります。まだ決定が下りておりませんので、下り次第、また対応したいと思います。これをもちましてですね、主に、児童生徒の方が使われるトイレについての改修というのは一定終わりだというふうに考えております。先ほど出ました平群小学校100%、南小学校につきましても、児童の方が主に使われるトイレというのは、現在7割、ほぼ終わってるということでございます。

○議長

植田議員。

以上でございます。

○6 番

中学校も、来年度、今補助申請をしようという部分で終わりなら、これで中 学校は何割になるのかというのが一つね。それだけちょっと答えてもらえます か。

○議長

教育部長。

○教育部長

中学校につきまして、今現在、主に生徒の方が使われてるトイレの洋式化率というのが60%というふうになっております。あと、洋式のほうに変えると幾つになるか、ちょっと今は出しておりませんので、もう少し増えるというふうに御理解、お願いしたいと思います。

○議長

植田議員。

○ 6 番

ということは、大体七、八割にはなるであろうというふうな見込みですね。 はい、分かりました。

それともう1点、学童保育のことでちょっとお聞きをしたいんですけども、 北小のほう、指導員1名増えるということなんですけれども、生徒が増えたと いうことなんやけども、今現在、平群小学校、北小学校、南小学校それぞれ学 童1、2という形でなってると思うんですが、それぞれの定員に対して、現状 どういう人数になってるのか、この辺をちょっと。それと、指導員の数がどう いう割り振りになってるのか。今回1人増えることでどうなるのかというの、 ここら辺ちょっと御答弁願えますか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

すみません、申し訳ないです。

平群小学校が、二つの支援単位を合わせまして116が定員になっております。現在入所が67名ですね。南学童については、定員が76名、今入所が40です。北学童につきましては、定員が88で、現在114名という状況でございます。

北学童につきまして、今回、人員の増に伴う補正ということですが、北学童の、今、学童保育室の性質上、3部屋を使ってます。コロナ対策ということもありまして、学校の御協力を頂いて、もう1部屋、ボランティアルームという部屋を使ってます。ただ、その部屋が離れております関係上、新入の1年生が増えたことで、いわゆる子どもたちの目が届かないということもあって、スポットで、いわゆる人員を増員したというような状況でございます。

以上です。

○議長

植田議員。

○ 6 番

定員を超える状況は北小学校はあるということですよね。ほかは一応基本的に定員以内に収まっているけれども、平群小学校で約半分弱かな。南小でも、76に対して40やから、半分強ぐらいで収まっているけど、北小は88で114名ということですので。それで今、ごめんなさい、もう一つ聞いてたんは、指導員の数、今回1人増えたとして、各学童、それぞれの指導員は何人になっ

てるんですかね。

○議長

教育部長。

○教育部長

指導員の数なんですけども、これ当初予算では20名で予算しておりました。 今回、1人増えたということでですね、1人ということなんですけども、一定 の扶養の範囲でしか駄目だという方もおられますんで、幾分か、短い時間で何 名か来ていただいてるという状況がございます。結果としましてですね、今、 北学童のほうで指導員が人数的には10名、平群で10名、南小で6名という ふうになっております。ですんで、人数的には6名増えてるんですけど、実質 的には短時間、短時間で来られてますんで、実質的には、扶養の範囲内で言え ば1名ぐらいの増ということで考えております。

○議長

植田議員。

○ 6 番

平群小学校と北小で10名、10名ということなんですけれども、来てる子どもの数からいったらもう全然違うわけですし、本来、やっぱり人数が多ければ、学童の指導員もそれに伴って、目や手という部分ではやっぱり増やすべきだと私は思ってます。それと、学童の部屋の問題についてもね、こんだけ増えてきてるんであれば、きちっとしたある程度の面積をきちっと確保できるという状況をやっぱり私は、町内の小学校の中で、やっぱりそれなりに整備してこなあかんのと違うかなと思いますよ。この間ずっと言ってきてましたけれども。唯一、北小が今、子どもの数も増えてる学校になってます。そういう意味では、やっぱりもう、この間ずっと、取りあえず、何て言うんですかね、応急的にちょっと部屋を増やして受け入れてるという状況ですけれども、これはきちっとやっぱりすべきだというふうに思いますが、そこら辺、教育委員会としてはどのように考えておられるのか、この点だけは聞いておきたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

北学童の入所の件でございます。

我々としましても、今の北小学校の学童の受入れ、あるいは定員のことについては注視をしております。ただ、今回1年生が急激に増えた、年齢のこともあります。今後の児童生徒数の入学見込みですよね。それも合わせて注視をし

ております。お部屋に関しましてもね、当然学校の施設の特性上、どうしてもお借りできる部屋が限られるということもありますので、やみくもに学童で使うという形になりますと、今度また減ったときに変更できないということもありますので、ただ御指摘いただいてるように、保育室は一定程度学校の協力も頂きながら、現状の状態でちょっと運用をかけたいというふうなことを思ってます。

常態化しますと、やはりそこに対する費用であるとか、そういったものを併せて考えていかなければなりませんので、御指摘いただいてることについては、 当然検討しなければならない課題だとは思っております。

以上です。

○議長

植田議員。

○ 6 番

基本的にはね、学童保育というのは安全・安心に使えるというのが基本になりますので、そこは子どもの安全性を確保できるという、そういう施設をやっぱりきちっと行政側としては作るべきだと。特に夏休みなんかは、朝から1日そこで子どもたちは生活をしますので、それが、町内の学童によって差がかなり生じるというようなことだけはね、早急にやっぱり改善すべきだと、これは行政側の責任としてやっていただきたいなというふうに思っております。

私は以上で結構です。

○議長

窪議員。

〇 1 0 番

23ページの大規模改造事業費で、平群中学長寿命化実施計画策定の業務委託料1,220万円予算計上していただいておりますが、9月議会でも質問させていただきましたが、特に平群中学の老朽化が大変進行しております。校舎、御存じのように昭和49年築で50年経過して、耐震補強はこれまでも議会でも質問させていただいて、全て終わっておりますが、大規模改修が未実施で、本当に財政厳しい中、応急処置でずっと来られて、こういう雨漏りという現状になっていると思います。これの実施計画等々される予定ですが、これは、この補正予算が可決しましたら、その後のスケジュールを御説明願いたいと思います。

○議長

教育部長。

○教育部長

可決されましたらですね、このとおりの基本設計、いわゆる計画に取りかかりたいと思います。およそ6か月程度かかるのではないかなというふうに考えております。その後ですね、実際の改修に向けた実質的な設計、これにも取りかかっていかなければいけません。予算についてもいろいろ、まだまだ考えるところはあるんですけども、今のところ、約9か月程度かかるのかなというふうに思っておりまして、実際に工事にかかっていけるのが、こういうことを考えていきますと、もう令和6年度以降となるのかなというふうな、これはあくまで予測ですので、まだ実際業者が決まりまして、打合せの中でどう変わっていくかというのは分かりません。この間に、文科省での国庫補助の申請等々を行いながら改修に取りかかっていきたいというふうに考えております。

○議長

窪議員。

○10番

大変時間がかかるということで、まず調査をされないといけないですね。本当に雨漏りしておりますし、私も見せていただきに行きましたが、大変な状況にありますのでね、これ6か月程度かかる。ただ、この調査をして、計画立てられるまでに長寿命化でいくのか、それとも新設でいくのか、この点も判断をしなければならないと思いますが、その点、どのようにお考えでしょうか。

○議長

教育部長。

○教育部長

おっしゃったとおりなんですけども、現在のところ、今長寿命化の方向で進めていくと。一定コンクリートの強度等も調査した中で、そういった対応の方針で進めていこうということで、今現在動いているところでございます。あと、生徒さんの数も減ってきてるという中でですね、公共施設の整備の計画の中では、建物の面積を減らしていけというのが国の方針でもございます。その辺、今の中学校の床面積というのはかなり、当時の人数でやってますんで、大きいというとこがございますので、その辺、減築していくのか、こういったことも少し検討していかなあかんというふうに考えております。

○議長

窪議員。

○10番

本当に大変、財政が伴いますので、厳しい財政の中、馬本議員、いつもおっしゃってますが、庁舎の建設等々もありますので、本当にこういう大きな課題が目に見えてきておりますが、ただですね、この雨漏り等、今しておりますよ

ね。そういう部分の応急処置はどのようにお考えでしょうか。

○議長

教育部長。

○教育部長

今回の改修の大きなことというのは、やはり皆さんおっしゃったとおり、雨漏り、これがかなり大きなウエートを占めてるんじゃないかなと思っております。体育館も含めてそういうことだということなんですけれども、ただ待ったなしのこともあるということをおっしゃったと思うんですけども、確かにそのとおり、我々も認識しております。今、先ほど私、令和6年度以降になるのかなという話もしたんですけども、来年度の予算についてはまだ何も決まってるわけではございませんけども、どうしても必要に、安全上危ないところも含めて対応していかなければならないものにつきましては、手戻りのない程度、予算については分かりませんけども、来年度以降でも改修できればというふうに今は考えております。

○議長

窪議員。

○10番

学校施設というのは、本当に安心・安全でないと、未来の宝であるお子さんが、その学校に毎日通われてこられ、また災害の避難所となりますので、その点は、幾ら財政が厳しかっても、本当に最優先で考えていただきたいと思います。そして、併せまして、平群北小学校、今トイレ出てましたが、ここも昭和53年築で44年経過して、耐震補強はできてますが、大規模改修未実施ということで、この点も、ここも雨漏りをしているというふうに受け止めているんですが、この点どのように、この北小については、関連してどのようにお考えでしょうか。

○議長

教育部長。

○教育部長

北小につきまして、まだ内部でもはっきりと決めたものはございません。ただ、おっしゃったとおり、中学校のほうが築 5 0 年、北小学校も 4 5 年ということで、5 年後にはもう5 0 年に達するというふうな状況でございます。今、児童の方も、北小学校はかなり、少し多くなってきてるという施設ですので、庁舎と財政、この辺の兼ね合いもございまして、内部でも調査をしながら、安全に使えるように何とか考えていきたいと考えております。

○議長

窪議員。

○10番

ありがとうございます。子どもの数が、人口減少、少子化で減ってきます。また減築とか、いろいろ今もありましたが、その点はしっかりと議論していただいて、また行政だけで考えるのではなく、やはり議会にもしっかりとお示しを頂いて、一番いい形で進めていただくことをお願いしておきたいと思います。それから、北小学校、先ほど他の議員からありましたが、国が補正でこういう学校施設環境改善交付金に手を挙げていただいて、国が補正をしたのは、こういうのはめったにないことだとお聞きしておりますが、採択がされたということで、翌年度に繰越しで、夏休みに工事ということですが、しっかりと、やはりトイレは大変大事ですのでね、利用できるところ全て100にしないといけないということではないと思いますが、速やかな改修をお願いしておきたいと思います。

それから、1 2ページですが、戸籍住民基本台帳で、マイナンバーの申請で、このマイナポイント第 2 弾で、マイナンバーカードの申請がこの 1 2 月末までに延長になったということで、報酬の予算措置をされたということですが、このマイナンバーカード、平群町の交付率、また全国の平均の交付率、合わせましてお尋ねしたいと思います。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

マイナンバーカードの交付率でございます。

全国の交付率といたしましては、11月末現在で言いますと、53.9%になっております。平群町の11月末の交付率、同じく53.9%となっております。

以上です。

○議長

窪議員。

○10番

全国の交付率まで達してよかったと思っております。窓口見ましたら、本当に職員の皆さんが、昨日もたくさん住民さんが来られており、本当に丁寧に親切に対応していただいていることには大変感謝申し上げたいと思います。12月末までにマイナンバーカードを申請すれば、マイナポイント第2弾の約2万円ですね、1万5,000円プラス5,000円の2万円が交付されるということで、これからデジタルの時代になりますので、マイナンバーカードは大変

大事になってきますが、100%まではなかなか程遠いのかなと思いますけれ ども、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そして、以前私も申しましたが、この交付率の割合で、地方交付税に影響が 出るのではないかというような報道もありましたので、質問させていただきま したが、その点、本町としてはどのように受け止めておられますでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

今の御質問にお答えさせていただきます。

交付税算定について、デジタル、マイナンバーカードが算定に入るというようなことで、ニュース、報道ではやっておりますが、昨日の国の記事によりますと、今から23年度の地財計画が行われるという中で、確かにそこの中で交付税算定の指標の一つとしてカードの交付率を用いる方向で検討するというような形になっております。そういったことから、町を挙げて、マイナンバーカードの普及、交付率というのは上げていく取組はしていかなあかんということで考えております。

以上でございます。

○議長

窪議員。

〇 1 0 番

それにはいろいろ賛否もあると思いますが、やはりそのぐらいしないとなかなか進まない。やはり、不安感を持っておられる方も、正しい情報が流されるのではなくて、大変不安な材料が流される部分もあるかもわかりませんので、しっかりと正しい情報をこれからも発信をしていただきたいと思います。

それから、平群町役場の職員の皆さん、これは強制ではないですが、平群町の役場の職員の皆さんも、他町、平群町外に住まれてる方もたくさんいらっしゃると思いますが、職員の皆さんの申請はどのように推進をされておられるのでしょうか。また、現状をお尋ねしたいと思います。

○議長

総務防災課長。

○ 総 務 防 災 課 長

役場職員のマイナンバーの取得率ということでございます。

今現在、63%程度、職員は達成してるということで報告をさしていただきますのと、あと職員への取得勧奨については、11月の部課長会の中でも議題として上げさせていただきまして、それぞれ職員の取得率向上ということで周

知を図っておるところでございます。

以上です。

○議長

窪議員。

〇 1 0 番

63%、職員の皆さんが取得されてると。全国平均よりも高いということは評価をしたいと思いますが、やはり行政として、国の国策ですのでね、推進をしていくに当たりましては、やはり、なぜこれ申請ができないか。これは強制ではないです、あくまでも自由でありますけれども、やはりその点は、今日これ審議しておりますので、職員の皆さんも出されてない方は聞いてくださってるかもわかりませんが、やはりしっかりとですね、交付申請をしていただいて、町民の見本というんですかね、役場の職員さんがされてないのに、なかなか推進しにくい部分もありますのでね、しっかりとしていただいて、安全であるということはお示しを頂きたいと思います。

私の質問はこれで結構です。

○議長

森田議員。

○8 番

11ページの光熱水費のことなんですけども、全体で2,900万円アップするという補正予算が上がってるんですけど、これの根拠といいますんですかね、どれぐらいの単価まで許容できる範囲でやってるのか、その辺が分かればお答えいただけませんでしょうか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

光熱水費の件でございます。

電気代ということで、高騰が続いておる中で、今回、補正予算を上げさせていただくに当たりまして、それぞれ各施設ですね、大体1.2倍ぐらい上昇しているということがございまして、その分について、予算計上させていただいておるところでございます。今後もですね、電気代、燃料費の高騰というのは、なかなか見通しがつかないところではございますし、支払いですね、光熱水費が滞るということがあってはなりませんので、その辺についても適正に、補正なりをしながら執行していきたいというふうに思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長

森田議員。

○8 番

今の話であれば、個別の施設に対してそれは積算をして計上されたというふ うに理解していいわけですね。

それともう一つですね、指定管理制度で、体育施設と、老人福祉か何かそういうところで上がってるんですけども、それはどういう理由で増額になってるんでしょうか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

ただいまの御質問です。

老人福祉費の中の施設管理委託料としまして、95万円増額の補正させていただいてます。こちらのほうにつきましては、かしのき荘の基本協定書におきまして、物価水準等の変更により協議により変更できるとなっておりますので、その電気代のアップ部分につきまして、増額の補正させていただいておるところでございます。

以上です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

体育施設の指定管理料、電気代の高騰に伴う部分です。これにつきましても、いわゆる指定管理者の責めに帰すべき事案でなく、いわゆる諸物価の高騰に伴うものということで、先ほどもあったように、電気代の支払いに滞りがあってはいけませんので、そういった考え方を下に、指定管理料で対応するという形で予算措置を行っております。

以上です。

○議長

森田議員。

○8 番

今の2件のお話ですけれども、これは電気料金というふうに考えていいんですか。ほかのものも含まれてるのか、その辺の積算根拠が何かきっちり1.2 倍になってるのかですね、当初予算ちょっと検証してませんが、先ほどの話やったら1.2倍ということでしたけども、それはきっちりなってるんでしょうね。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

かしのき荘の分につきましては、まさに電気代相当分の増加に伴う補正とい う形で計上させていただいております。

以上です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

体育施設におきましても、電気代の部分について、積算見込みを出していた だきまして、それに相当する額ということで計上しております。

○議長

ほか、質疑ございませんか。山口議員。

○ 7 番

順番に。

まず、さっきから出てる話からしますけども、中学校の長寿命化ですけどね、昭和49年からということで、実質48年間ということですけど、これ長寿化をすることで、どれぐらいその寿命が延ばせるんですか。まだ、実際の工事は早くても2年後ということですから、その辺、建て替えも視野に入れないとという意見もさっきありましたように、その50年、耐用年数との関係もありますんでね、どこまで延ばせられるのか、その辺も当然検討されてると思うんですが、それは今後検討するのかどうか。でも、ここでこの予算が出てるということはですね、どっちかというと、長寿命化のほうで大規模改修をするというような方向に町のほうが考えておられるんだと思うんですが、その辺の検討したことも含めて、ちょっと御答弁いただけますか。

○議長

教育部長。

○教育部長

長寿命化の件ですけども、文科省の補助等ですね、長寿命化計画を立てていく中で、80年ということで、長寿命化していくというのが一定数字としてはございます。ですんで、それからしますと、今の中学校は50年ということで、残りあと30年程度していくということで、30年たったから、ぴったり来年からあかんと、こういうわけではないんですけども、おおよそそれぐらいの使えるような耐用年数ということでやっていくというふうな、今考えを持っております。

以上です。

○議長

山口議員。

○ 7 番

30年延ばせられるということ。大規模改修といっても相当金かかりますよね。隣の三郷町が昨年か一昨年、中学校の建て替え、あれはもう完全に建て替えですよね。建て替えをされて、相当金額かかったと聞いてますから、ちょうど向こうも建て替え、一緒ぐらいの時期じゃなかったですか。平群中学よりちょっと早いぐらいかなと。私は、今の中学校は全然知りませんでしたから、卒業してから49年ですから、もう19歳になってましたから、中学校は行ってませんが、三郷中学も建て替える前のもう一つ前の中学校しか私は知らなかったので、一緒ぐらいの時期に建て替えられたのかと思うんですよ。その辺、何か三郷の建て替えのことなんかも参考にされたんでしょうか。その点はどうですか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

詳細についてはつかんでおりませんが、一応三郷町のほうにもお問合せはいたしました。ただ、三郷町につきましては、建物の老朽頻度、あるいは複合施設や増改築とかいうこともありましたので、建て替えという選択になったというふうには聞いております。使用頻度や建物の構造、増改築の状況によっても違うのかなと思いますので。ただ我々も、先ほどおっしゃっていただいているように、建て替えとなりますと、かなりの費用がかかると。やはり、既存の施設が使えるんであれば、できるだけ延命化したいというようなことで考えております。

以上です。

○議長

山口議員。

○ 7 番

それはそれでいいんですけど、いろいろ検討されるというふうに思うんですけどね、これどっちにしても、大規模改修にしても相当な負担になるというふうに思いますんで、その辺はしっかり検討していただいて、決めていっていただきたいということはお願いしておきます。

それからもう1点、これもさっき出てましたが、マイナンバーの交付率に血道を上げてる国ですけども、この間の報道では、もうこの間、マイナンバーカードで3万5,000件も情報流出があったという報道も一方でされてます。

これはあくまで任意ですけども、もう一つ面白い報道があったのは、国の省庁で職員証をマイナンバーカードにするという提案があったら、ほとんどの省庁の職員が反対したというような報道もありました。なぜかというと、流出するからです。信用できないからです。そういうことがあるんでね、何かさっき職員に、強制じゃないけども、できるだけ作ってもらうようなことを言ってますが、そんなことはやめたほうがええと思いますよ。いろいろと支障がありますから。2万円のために自分の情報を差し出すようなもんですからね。これは嫌事ですけども。ですから、その辺は一言言っておきます。

それからですね、電気代、これ計算するとですね、2,900万円、予算上増額するということなんですが、当初予算に比べたら、相当上がるわけですよね。1.2倍というふうに今答弁あったんですが、じゃあこれ、こんだけ上がると相当町の負担も大きい。前みたいに、電力会社を変えて安くなるというもんでも今はないですから、じゃあどうするんだと。省エネだということになるのかも分かんないですが、その辺何らか、来年度予算は今もう既に組み始められたぐらいだと思うんですが、相当金額大きいですよね。だから、ちょっとこの辺は、町としてどのような対策を取ろうとしてるのか、その辺、もし今検討されてるんであれば説明していただけますか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今後の見通しも含めてということだと思います。先ほど私、御答弁申し上げましたとおり、これから先の電気代の高騰の見通しについてもかなり不透明といいますか、高騰することになるだろうということで、各電気料金会社も値上げというようなことも聞き及んでもおります。一つの方策としては、今まで以上に節電に努めるということになってこようかと思います。まずはそこから始めるということになると思います。

今のところ、それ以外に、電気料金はですね、先ほど議員おっしゃっていただきましたように、新電力に変えるとかということも今は現実的ではございませんので、そういったところで、何か電気代を少しでも安くできる方策があるのであれば、検討も含めて行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長

山口議員。

○ 7 番

非常に難しいですよね。電力会社によったら4割値上げとか、そういうのも 出てますから、非常に大変な状況。これは、国民全体にとってもそうなんです けれども。

それからですね、こども園のことでちょっと聞きますが、会計年度任用職員の報酬が507万1,000円増額されてるんですね。これは、当初予算の報酬に比べて11.3%増えてるんですが、この要因は何なんでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

お答えいたします。

冒頭、議案の説明のときにも一つありましたが、例年9月で人件費、人事異動に伴う調整というのがありましたが、今年度、ゆめさとこども園に、正職員ではなくて事務職の会計年度を措置したということと、当初で措置をしている保育士の予算についても、年度途中の雇用であったりとか退職に伴う入替え等も含めて人員を措置をしていることによって、ゆめさとこども園、増減にはなってますんですけども、そういった人員の配置、人件費の異動を伴うもの、そういったものを含めての増減額ということで、少しちょっと分かりにくいんですけど、そういった事情でございます。

○議長

山口議員。

○ 7 番

分かるんですよ。人件費が減ってるんでしょう、だから。人件費が減って、人件費って、一般職員の給料が減ってるということですか、これ。全体の人数が増えてるんですか。だから、そこが分からんから、こんな11%もね、年度途中で会計年度任用職員の報酬が増えるということはおかしいわけでしょう。だからこれ、こども園全体でどうなってるのか。要するに、正規雇用の職員が減って、ほんで一方で会計年度任用職員が増えてる。だから、全体としては人件費下がってるとこうなるのかどうかね、その辺の資料が出ないと、ちょっとの値上がりとかじゃない、1人、2人じゃないでしょう、これ。だから何人ですか、これ。507万円やから、会計年度任用職員でいったら、最低でも2人か3人でしょう。だから、そこんとこ、ちょっと説明してくださいよ。じゃあこれ、全体のあれですか。正規職員が減って、会計年度任用職員が増えてる、正規職員が辞めたから、急にはもちろん入れられないんで、そうなったという、そういうようなことですか、その点どうですか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

すみません、ちょっと説明が不十分で申し訳ございません。

まず、ゆめさとこども園で増額になってる原因としましては、当初予算の措置としまして、19人措置をしておりました。実際、今、年度途中までを含めて、これはフルタイムというか、月額のもの、あるいは時間給のものを含めまして、延べ24人雇用しています。そういったことで増えているというのがゆめさとこども園でございます。

先ほど事務職員1名も含めてということなんですけども、一方で、はなさとにつきましては、当初18人の措置で、今現在延べ24人ということなんですけども、実際のところは、扶養内の人間が多いということで、勤務時間数が減になってる等々のことも含めて、当初の見込みよりも、現在の執行を年度末まで延ばしたところ、1,300万円の減が出るというような見込みで調整をさせていただいてると。

ちょっと非常に分かりにくいんですけど、私のほうとしましても、現在の人 員配置と当初予算と見比べて、数字の結果としてこういう形になっております。

○議長

山口議員。

○7 番

いや、だから、保育士さんとか事務員さんとか、要するに人員全体が増えたのか減ったのか。ここに出てるのはですよ、会計年度任用職員の分しか出てないでしょう。だから、こども園全体で人件費を見た場合どうなんですか。当初予定してなかったのが増えたと言うんなら、何で当初それ予定してなかったのか。途中から子ども増えたんですか。そういうことも含めて、全体で変わったのかと聞いてるわけですよ。会計年度任用職員の人だけこんだけ急に増えるというのはおかしいでしょう。一方で、正規の保育士さんが減ってるんですかと聞いてるんですが、それはないんですね。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

度々説明申し訳ないです、ややこしくて。正規の職員については減ってはいないと。会計年度の職員を追加して雇用したりということで増えてるということになるかと思います。

以上です。

○議長

山口議員。

○ 7 番

じゃあ何で増やさなければならなくなったのかというのが、さっきそれ説明あったんですか、よく分からなかったですけど。だって、そんな何もないのに、増やすこと、必要ないわけでしょう。途中で子どもが増えたとかそんなんやったらもちろん分かりますよ。そういうことで、途中で子どもが、要するに年度途中で増えたんですね。それで、会計年度任用職員の方を増やさないといけなくなったという、それだけの理由ですか。

○議長

教育部長。

○教育部長

当初予算との比較ということが一番大きな原因になるのかなと思っております。先ほど課長から言いましたとおり、短時間勤務の分が当初予算19名で、現状24名になったということで、当初予算の段階でまだ確定していなかった保育教諭の方については予算措置してなかったということも一つの原因。そこに、子どもさんがやっぱり受け入れていってるという部分も、両方重なっての人数の増加というふうに考えます。

以上です。

○議長

山口議員。

○ 7 番

でもね、本来当初予算で1年間の予算立ててるわけだから、足らんままの人数で、平群町はよくやってますけど、本来おかしいですよね。途中で雇うにしろ何にしろ、もともと1年間の予定分を予算として当初予算で出さないと駄目でしょう、本来ね。今の説明で分かりますけど、やり方としては、私はちょっと違うと思いますよ。それはいいです。それは分かりました。

次にですね。給食賄い費ですね、こども園の。これも、主食も副食も含めて17%、もともとの当初予算に比べてこれも17%増えてるんですよ。食材費上がってるのは分かります。でも17%ってちょっと大き過ぎませんかね。学校給食、そこまでいってないでしょう。今度、給食費のほうで材料費上がってますけど、これはどうしてですかね。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

予算金額が大き過ぎるんじゃないかという御指摘かと思います。

昨年度の執行状況、今年度の執行状況を見比べまして、確かに一個一個の食材の単価は上がっております。今後、食材費、特にこども園につきましては、

いわゆる月単位で調達する材料のほうが多いということもあるのと、これも実際に現場の栄養士に見込みを立てていただいて、どのくらいの費用が実際必要なのか、あるいは今後の増加分を見込んで、執行にいわゆる不足があっては、たちまち給食が提供できないということもありますので、若干ですが、その見込みに対してのプラスアルファをしてる部分は確かにあるかと思います。ただ、学校給食とこども園の給食については違いもあるんですけれども、学校給食の場合は、県単位でいわゆる調達をするものが結構あります。ただ、こども園については、町独自で個別に調達をしなければならないというのと、数ですね、いわゆるロットというか、数が多ければその分単価も安くなるんですが、数が少なければ、その分割高になってしまうということもありますので、そこは現場の栄養士が、食材あるいは単価、あとは必要な栄養素、量を確保するために、非常にやりくりをしながら献立を作っているんですけども、万が一の不足が出てはいけませんので、今回こういった補正の見込みをさせていただいてるところでございます。

○議長

山口議員。

○ 7 番

分かりました。

これね、学校給食も関係してきますけど、取りあえずこども園のほう聞きますけど、今取りあえず、コロナの交付金等を使ってですね、こども園についても、副食費、主食費ともですね、無料に3月までしてるということですけど、来年度どうするんですか、これ。こんだけ上がって、このまま、ちょっとプラスアルファをつけてるから、そのまま17%上がるというわけじゃないですけれども、じゃあこども園の副食費、主食費、主食は、米はそんなに上がってると思いませんが、それは、来年度、もうそろそろ予算立てするわけだから、保護者の皆さんから負担いただいているこれについてはどのように考えてるんですか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

今、議員おっしゃっていただいたとおり、来年度どうなるんだということは 我々も本当に危惧してます。まずは、今後の物価上昇の状況もきっちり見極め た上で、本当に食材費がどう動くのかを見極めなければならないかなと思って おります。財源の部分については、非常に難しい話になってくるかと思います。 町としましては、保護者に負担を強いることなくという形で予算が組めればと いうふうに思っております。今現在、その形では進めておりますが、今後の食材の動向の状況を見極めていかなければならないかなと思っておりますが、いわゆる現行の基準で食材が提供できるんであれば、もうその形で保護者の負担が発生しないような形では努力していきたいと思っております。

○議長

山口議員。

○ 7 番

だから、それが17%で、実際じゃあ10%ぐらい上がったとしましょうよ。 そしたらそれ、当然、保護者負担、今までのままだったらですよ、当然一般会 計から、ほかから出すということになるわけでしょう。いや、なるわけですよ。 これは独立会計にしてないから、別にどっかに出てくるということじゃないで すけど、学校給食みたいに分かりやすくはないですけども、実際問題、でも今、 副食費として徴収してるのは、もともと決めるときに、これぐらいかかるから ということで計算して出してるわけですよね。私は、国の幼児無償化になって、 国からの交付金が平群町の保育料より多く来るんだから、その分を使ってもっ と安くすべきだという主張を議論のときもしましたけども、そういう意味で言 って、じゃあ来年度どうするかというのはこれから検討されるんでしょうけど も、教育委員会の腹づもりとしてはどうなんですか。もうそのままでいきたい というふうに思ってんのか、いや、町の財政大変だから値上げしたいと思って るのか。いや、もちろん決まった話をしろというわけじゃないですが、もうそ ろそろ、当然結論出していかなくてはいけないわけでしょう。それを財政当局 はどう判断するかというのはまた別問題でありますけども、原課の教育委員会 としてはどのように考えるのか、そこんとこはちょっと今の時点でどう考えて るのかですね、答弁いただけますか。

○議 長

教育部長。

○教育部長

一番いいのは、食材費が値下がりしていくのが一番いいんですけども、決して今上げるというふうな、確固とした考えを持っているわけではございません。ただ、今後の動向を見やなあきません。今回は補正、主食費と副食費を上げさせていただいてるのも、先ほどちょっと課長からも答弁ありましたけども、若干、議員からも御指摘あったように、少し多いかなというところもございます。そんなことも見極めながらですね、あとは食材のやりくりで、質を下げるということではないですけども、安い食材をより活用して栄養のある分ということで取り組んでいくということで、今、確固たる教育委員会の考えというのは、

決して上げたいとは思っていない。そこで何とか努力していきたいというふう に考えております。

○議長

山口議員。

○ 7 番

私はそれ以上にですね、学校給食無償化というのが全国的にも、後でも議論になると思いますけども、相当進んできています。本来国が全部持つべき、食育という言葉もありますように、給食も含めて教育なんで、義務教育のところについてはですね、全て無償にするというのが本来、憲法の趣旨だといううに思うんですが、そういう意味でね、平群町は財政ないから、すぐゼロにしろというふうに言えないですけれども、やっぱりね、その方向にかじを切る、そのためには、値上げはもちろんせずにですね、増えた分については、町のほうは一般会計からですね、やっぱり私は一定持つべきだと。その上で、将来の無償化を目指してですね、他市の場合は、第3子、第2子を無償にするとか、そういう方向にね、やっぱり町としても、子育て支援を充実するということは指摘しておきます。

それからもう1点、教育委員会でもう1点ですね。

会計年度任用職員の報酬、これもすごい金額増えてるんですよね。640万5,000円ですよね。増えてないか。僕は、最初の議運でもらった資料でそうなっているように思うんですが、これはどうしてなのか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

御指摘いただいてるように、教育委員会の全所属にわたって会計年度任用職員の報酬が上がっております。まず、事務局費につきましては、今回、年度当初の人事配置ということもありまして、職員のほう、数は変わってないんですけども、配置をしております。この間、コロナ対応であるとか、学校の事務の対応とかいうことも含めて、勤務時間を長く勤務していただいてる状況がありまして、超過勤務等が増えてるというのが一つございます。学校のほうにつきましても、先ほど議案の提案の中で御説明あったように、勤務時間が増えておったりとかということで、報酬が増になってる部分がございます。主には事務局費、小学校の会計年度任用職員の報酬ということですね。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○ 7 番

超過勤務が増えてるとか何とかって言うんだけど、それは全部会計年度任用職員のところの超過勤務が増えてるわけか。時間給がもともとの時間給より長くなったりとかいろんな働き方の問題で、細かく切ってやってるのかもわかんないけども、どうなのかなと。もう御答弁はええですけど、どうなのかなというふうに私は思いますね、そういう雇用の仕方というのがちょっとどうなのかなと。ちょっと細かいことは分からないんで、それ以上言いませんが。

それと、最後にもう1点だけ聞きますけども、今回、総額8,680万8,000円の補正。そのうち、調整基金の取崩しが6,253万8,000円。約8割ぐらいいくんか、相当な、7割ぐらいはいくんだと思うんですが、調整基金をこんだけ取り崩してますけど、実際じゃあ今年度、まだ7か月分ぐらいしか分かってないと思いますが、実際どうなんですか、財政当局から見て、今年度の収支予測は。今の段階で結構ですけど。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

今年度の決算見込みということでございますが、確かに今回6,000万円 弱の財政調整基金を取り崩しているということでございます。そういった中で、 まだ今現在、途中ではございますが、財政課としても、今どれぐらいの見込み でいくのかというのは検討してるんですけれども、例年どおり、不用額が2億 円見込まれるとして想定した場合につきましては、若干、実質収支につきまし ては、1億円程度の黒字にはなるんではないかという形で考えております。実 質単年度収支については、黒字ぎりぎりのところになるかなという見込みです けれども、ただ、そちらの要因につきましても、平群町の財政というのは依存 財源が70%ということで、交付税とかの動向がすごく影響されるという中で、 普通交付税も追加算定、まだスケジュール等は決まっておりませんが、そうい ったことも聞きますし、ただマイナス面では、9月での国の会議で財政課長が、 特別交付税が、今、災害状況がすごく増えてるということで、ちょっと特別交 付税も減額の方向になるよという形での説明があったというのはお知らせされ ております。そういった中で、今現在そういった見込みをしておりますが、国 の状況を踏まえてですね、注視して、財政の執行を取り組んでいきたいという ふうに考えております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○ 7 番

特交については、もう年度末まで分からんからどうしようもないですけど、それでも、そんなに多く、2億何ぼ、3億円組んでなかったよね。まあまあそういう状況。ただ、今年度当初予算から見るとね、そんな要するに、実質単年度収支が収支とんとんになるような組み方ではなかったはずですから、なぜそうなったのかというのはまたちょっとどっかで、3月議会ぐらいでまた説明してもらえればいいですけど、私はそうはならないと思いますよ。相当な黒字が出るんじゃないかというふうに思ってますが、それはいいです。ちょっとその辺ね、どっちみちまたあれでしょう。住民説明会開かなかったから、1月の広報にいつも出してるシミュレーションも含めてですね、町の財政状況や施策状況が分かる冊子、1月号と一緒に出すんですよね、広報。それは間違いないですね。もうほぼできてるんでしょうけども、それを見てまたいろいろお聞きすると思いますけども。

それでいいです。結構です。

○議長

質疑ございませんか。馬本議員。

○ 1 2 番

1点だけ。もう時間こんな時間やから1点だけ。

11ページ。ここに光熱水費で防犯灯、これは654灯分ということですねけど、これは複数自治会やね、二つ以上の自治会を、幹線道路を通る自治会については、そこの分が町が管理運営しましょう、全部持ちましょうということの防犯灯の今度の補正予算の光熱費の増額か、まずそれを確認。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

こちらの補正につきましては、町が管理している防犯灯の電気代についての 補正であります。

○議長

馬本議員。

○ 1 2 番

それに比べね、平群町では、各自治会 2 , 4 0 4 灯ほど、自治会で防犯灯を 管理運営していただいてるもんがございますねけど、そこには、補助金、補助 要綱ですか、これについて、7 0 円、1 灯、一月の補助金を交付されてるわけ やけど、今回、それやったら連動してるの違うの。してないの、この場合は。 というのはね、防犯灯というのはね、基本的にその地域地域でやっておられま すけども、設置するときには一定の補助金渡しますよと。この維持管理費の防 犯灯も、これはメーターついてないから定額やから、定額1灯について何ワッ トか、そのワット数にもよるけども、それに対する70円やったら70円、補 助金お支払いしますよ、自治会長は申請してくださいよということになってん ねやろう。

今回、この要綱改正見ててんけどあらへんし、ここに、補正予算にも計上されてないねけど、そこら辺の関係はどのように思うてるの。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

当然ながら、1灯1灯の料金につきましては、自治会も町のほうも同じですので、町のほうの予算、今回足らないので上げさせていただきました。当然ながら、自治会のほうも当然自治会会計のほうで予算計上されて運営されてると思います。それらにつきましても、電気代が上がったことによって予算不足も発生してるかと考えております。

以上です。

○議 長

馬本議員。

○ 1 2 番

ちょっとはっきり言うてほしいんやけど、今回補正予算に計上してないけど も、来年度にしろね、町としては、要するに70円プラス一定の部分ね、自治 会に増額して補助要綱を変更しようという御意思は持っておられますかという ことを聞いてんねん。それだけのこと。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

今、馬本議員の御質問です。

地域で管理していただいている防犯灯につきましては、自治会で負担していただいている。その負担に対して、町として、今は1基当たり70円というような形で補助させていただいてます。当然、自治会にもこの電気代の高騰で、負担がより多くかかっている。それはもう認識させていただいてますので、ちょっと、今どうするというのはお答えできませんけど、前向いて考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長

馬本議員。

○ 1 2 番

僕は当然やと思うよ。当然。要するに、地域住民の防犯、犯罪、それから生活を安全に守るために防犯灯ってあるんやから、これについては、今すぐ云々ということは言わないけども、来年度予算に向かって前向きに検討していただくという御回答でよろしいですか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

はい。来年度に向けて考えさせていただきます。

○議長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第53号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第53号 令和4年度平群町一般会計補 正予算(第6号)については原案どおり可決されました。

午後2時まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時29分)

再 開 (午後 2時00分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

続きまして

日程第12 議案第54号 令和4年度平群町国民健康保険特別会計補正予 算(第1号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第54号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○ 7 番

要するに、国保財政安定化支援金の部分について、国からの支援分が確定したと。既にその分については地方交付税措置がされているけれども、その中でこの分についてはこれだけだとなったと。もともと1,000万円の予算組んでたところに1,378万円の増額ですから、2,378万円になったと、こういうことなんやね。ほんで、その分については、全て県のほうの会計としては、県に納付金として支払うと。これは何でや。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

今おっしゃっていただいたように、国から財政措置されまして、一般会計に入ります。一般会計から国保特会に繰り出して、国保特会から県のほうへ支払うことになります。これについては、今、国民健康保険は県単位化になったことにより、財政を県が担うことになっております。そのため、入ってくるお金につきましては、県のほうへそのまま納付することになっております。

○議長

山口議員。

○7 番

もともとこの部分については、この国保財政安定化支援事業としての繰入れについてはですよ、これは保険基盤安定制度に基づく保険料軽減額が多いこと、要するに低所得者が多くて入る分が少ない、国保は主にそうですけれども、それの資本、いわゆる低所得者負担能力補塡分に対する支援措置。それからですね、60歳代の高齢者保険者を一定割合以上抱える保険者に対する支援措置として、市町村の一般会計からの繰り出しを認めと、こうなってるわけやな。ほんで、国がこれ決めるわけでしょう。決めた分、全部払うんだったら、何で一々交付税措置で市町村の会計通るわけ。初めから奈良県に出しゃいいじゃない、全部。何でそんなややこしいことをするの。その点はどう。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

その辺、ちょっと私もはっきり分からないんですけれども、交付税算入ということで町の一般会計に入ると。先ほども申しましたように、財政がもう県が担ってると。町のほうで低所得者、あるいは財政健全化に向けての措置であるということは、もうおっしゃるとおりなんですけれども、要はその市町村ではなくて、もう今は県単位化になりましたので、県がそういう部分を一括で担うというところで、県に全て各市町村から、この安定化支援事業の財政措置された分、これを、県の国保会計として処理するということだと考えております。以上です。

○議長

山口議員。

○7 番

まあまあ、ここで議論しても仕方ないのを分かってて言ってるんやけど、要するにおかしいんですよ。だって、国から本来県に直接行きゃええもんを、市町村の地方交付税で一般会計に入って、そこから特別会計に入ってまた県に渡すと、こういうことをやってるわけでしょう。そうでしょう、そういうことでしょう。何でそんなややこしいことをせなあかんのかという。そのことによって、要するに県に払う事業納付金、これには県が毎年1月に査定する算定額に、それプラス、こういうものがもろもろ出てきて、それも合わせて県に払うと、こうなってるわけだけど、そういうややこしいやり方がおかしいということ。それとね、もうこの際やからもう一言言っておく。この間いろいろ議論してきた、令和6年から県単位化にすると。これはもう、全国47市町村のうちで、県が決めて、県が要するに統一料金を決めて、それに市町村が全部倣いなさい

というのは奈良県と大阪府だけだということが明らかになってます。それとも う1点明らかになってるのは、県が決めた国保税率をそのままやらなければな らないという法律はどこにもない。国保料や国保税を決めるのはあくまで市町 村だということ。だから、町長が提案して議会がそれを議決すれば、県が幾ら に決めようと、市町村が自由にできる、そういうことでよろしいですね。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

おっしゃられるように、法律上はそのようになっております。

○議長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。 これより議案第54号について採決を行います。

本案については原案どおり可決したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第54号 令和4年度平群町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については原案どおり可決されました。

説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

続きまして

日程第13 議案第55号 令和4年度平群町農業集落排水事業特別会計補 正予算(第1号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第55号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第55号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議 ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第55号 令和4年度平群町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)については原案どおり可決されました。 説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

続きまして

日程第14 議案第56号 令和4年度平群町学校給食費特別会計補正予算 (第3号) について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長

議案第56号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○ 7 番

この前のときと同じですけれども、来年度どうするのか。もう各地の議会というか自治体でも、来年度どうするかということで、いろいろ議論がされてるようなので、平群町としても当然考えないといけないというふうに思うんで、その点について、今の教育委員会の考え、説明していただけますか。

○議長

教育部長。

○教育部長

給食センターの現場のほうでも各市町村の状況も聞いていただいてる中で、 物価高騰により皆苦労されてるようなんですけど、現在のところ、どこの自治 体がどう上げるという情報はまだ得ておりません。そういうことも考えながら、 全体の給食費月額を見ながらですね、今後検討していきたいと思います。

○議長

山口議員。

○ 7 番

三郷町では9月議会で、もう既に来年度については値上げしないというふうに明言されたようですが、平群町はそこまでは考えてないと。まだ値上げするという方向もなくはないということですか。

○議長

教育部長。

○教育部長

そのとおりなんですけど、明言というまではいかないということで、全体の 給食費の取ってる奈良県内の状況も見まして、平群町だけが上げるというのは 難しいだろうなというのは思っておりますので、できる限りの努力はして、上 げないような方向では努力していきたいというふうに考えております。

○議長

森田議員。

○8 番

今、教育部長のお話を聞きますとですね、値上げをしない方向もある程度考えていきたいということなんですけどね、これだけ物価が上がってですね、光熱費が上がってですね、誰が考えても、一般財源から投入するんだったら別なんですけどね、はっきり保護者の方にも負担を求めるとかですね、そういうアンケートを取るとかですね、そういうことをやらないと、後でですね、逆に言えば年度途中でそういうことになればですね、やはり保護者のほうも困る。一般財源から投入ということであれば、ほかの住民の方からもですね、逆に言えば、子どもを学校に預けてない方の負担になるわけですから、その辺のこと、さっちり住民の方並びに保護者の方にやはり説明をすべきじゃないかと思うんですよ。何ぼ教育部長がおっしゃってもですね、こんだけ物が上がり、物が上がってなければ量が減ってる。私の家庭でもですね、やはり物すごい影響が出てる。併せて、光熱水費は増えておりますのでね、それは真剣に部長、教育長、考えていただかないと、私は不可能に近いんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺、もう一度御答弁いただけませんか。

○議長

教育部長。

○教育部長

食材につきましてもですね、1品目ずついろいろ昨年度との違いとかですね、 今調べたりしてます。確かに、この間、補正で電気料金等上がってるということは、必然的に材料も上がってくるんじゃないかなと思うんですけども、今見てましたら、逆に下がってる材料もあったりですね、何とも言えん状況かなというとこもございます。米なんかはもちろん上がってないと、逆に下がってるような状況でもございます。そんなところも慎重に考えながら、上げる場合にはきっちりと議会にも御説明した上でしていかなければいけないというふうに考えておりますので、慎重に対応したいと思います。

○議長

山口議員。

○ 7 番

さっきも言いましたけどね、基本的にね、子育て支援、それから子どもを社会全体で育てていくという方向で、全国の自治体の中ではですね、給食費無償化というのが非常に広がっているんです。そういう中で、今度のこの物価高騰の中でもですね、またコロナ禍の中で、国からの交付金を使って給食費を無料にしてるとこが今圧倒的に多いわけです。本町もそうです。隣の三郷町もそうです。斑鳩町もそうです。そういう中で、来年度どうするんだという議論が当

然出てくるわけです。いろんな答弁されてるところがありますが、三郷町のように、基本的に値上げはしない。高騰分については一般会計から補塡する。また、今の物価状況が続く中で、国からそういう交付金等があれば、無償も引き続きする、こういう方向になってるところが増えてるんですね。今、部長のほうから県内の状況もというふうにおっしゃったんで、それはそれでいいんですけど、私はね、今の時点で、まず値上げはしない、これは早く決めるべきです。それと、これまでの金額、そういうもの、国の交付金があればそういうのをするとか、そういうことも含めてですね、なければ、無料は今の平群町では難しいというんならそれもありますけれども、値上げについてはやっぱりね、そこについては一般会計で持つ。一般の住民が負担すると言いますけれども、子育てというのはそういうもんです。医療費無料化にしたって何にしたって、社会全体で支えるということでやってるわけですから。一般の住民がするからってそんなこと言い出したら、学校給食の光熱費や人件費なんか全部一般会計で持ってるじゃないですか。それ全部保護者負担にするんですか、違うでしょう。そういう乱暴な議論はやめてもらいたい

以上です。その点、もう1回答えてください。

○議長

教育部長。

○教育部長

給食費の無償化につきましては慎重に対応していきたいと思います。財源的にも、今回の補正で、小中合わせて6,900万円ぐらいになっておりますので、これを一般会計で持つというのは大変厳しいと今の平群町の体力では考えております。ただ、県内の状況を見ましても、少し古いですけども、吉野郡の一部では無償にしてるとこもあるというのは知っておるところでございます。そういった御意見があるということは頭の中に入れておりますので、物価高騰に伴う上昇分をどうするのかというのは、これは大変しんどいところですけども、上げない方向というのはもちろん思っておりますので、何とか頑張って、慎重には対応していきたい。明言は今はできないという状況でございます。

○議長

植田議員。

○ 6 番

今回の給食の賄い費の補塡の分なんですけど、小学校で300万円、中学校で120万円というふうになってますよね。3分の1ぐらいに中学校はなってんねんけども、平群は3小学校で中学校一つということですので、これ、中学校でこの額でいけるのかなというふうに思ってしまうんです。生徒が、中学校

で中学受験で出ていく子たちもいてると思うんですけども、3分の1の、ほんまにこの補塡だけで大丈夫なのか。中学校は、多少給食費は小学校に比べれば上がってるとは思うんですけども、教職員の分も含めての補塡になってるのか、そこら辺も含めて、この3分の1ぐらいになる状況というのはどうなのかというのをちょっとお聞きをしておきたいんです。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

お答えいたします。

当然、食材費ということなので、教職員の分も含めての食材費という計算をしております。小学校と中学校では、基本の月額の給食費が違うということは、量、内容が違うということもありますので。ただ、中学校の場合につきましては、当初で見込んでる児童生徒数がそのまま入学してるわけじゃなくて、私学に行ったりということで、予算に若干の余裕があったりする年度もあるので、今年度もその傾向があります。ということで、実際に現場の栄養士にも見込みを立ててもらって積算をしているので、一概に小学校と中学校は単純比較できないということはあるかと思いますが、いずれにしましても、費用に不足が出ないようにということで見込んでおります。

○議長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第56号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議 ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第56号 令和4年度平群町学校給食費 特別会計補正予算(第3号)については原案どおり可決されました。

説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

続きまして

日程第15 議案第57号 令和4年度平群町水道事業会計補正予算(第1 号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第57号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○ 7 番

ちょっとつまらん質問して悪いんやけど、水道の収入って100%回収してるわけ。要するに、平群町やったら、八千何件ということになってますが、要するに、その請求したとこは100%収入があるんですか。滞納はないのか、取りはぐれはないのかということです。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

議員の御質問でございます。

給水件数について、8,000件超えのところですけれども、100%の収益かといえばそういう形ではなく、滞納、未納の分も若干あるという形でございます。

「100%か」の声あり

〇上下水道課長

100%ではないです。

○議長

山口議員。

○ 7 番

そしたら、この2,670万4,000円というのはどういう計算で出てくるんですか。

○議長

上下水道課長。

〇上下水道課長

御質問です。

この2,670万4,000円、水道料金の中の基本料金部分の減免でございますので、実際に請求させていただくときに、その基本料金部分、平群町でしたら1,100円、税込みで、その分を除いた形で請求をさせていただく金額ということになります。

○議長

山口議員。

○ 7 番

ということは、これ全世帯やね。要するに、契約してるとこ全部についての金額やね。でも実際は、無料にしたから全部これは取りはぐれないというか、要するに、全部町が肩代わりする、町がというか、国からの交付金で肩代わりする。これ、じゃあ普通にいったらこんだけ入らないわけでしょう、要するに滞納があれば。1件1,000円としたって、10件滞納あったら1万円入らない、1か月でね。例えばですよ。そしたら、水道会計にとってはこのほうが要するに取りはぐれがないから、収入が本来より増えてるということになるよね。しょうもない質問で悪いんやけど、そういうことやな。何かちょっとよう納得できない部分はあんねけど、そういうことでいいんですね。

○議長

上下水道課長。

〇上下水道課長

理屈上、そういう形になります。

○議長

馬本議員。

〇 1 2 番

ちょっとおかしいやんけ。これ、あくまでもこれは予算やろう。補正予算、 予算というのは見積りやんか。違うの。決算違うで。勘違いしたらあかんで。 該当者はこんだけの該当者の分ありますよと。けれども、決算は違った形で出てきますよってはっきり言わんかいな。これ、決算違うやないか。予算は見積りやんか。そうしやなみんな勘違いすんで。その点どうやの。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

議員おっしゃっていただきましたように、あくまでもこれは補正予算ということで見積りになりますので、決算ではございません。今の形という形になります。

以上です。

○議長

山口議員。

○7 番

いや、それは予算と言ったって、件数が例えばよ、7月から10月、9月やったっけ、その期間、契約してる分については、1世帯1,000円、全部町が払うことになるわけやから、この金額になるかどうかは別にしてさ、そこの部分では100%入るわけや。そうでしょう。要するに、基本料金やで。上乗せの分は滞納あるかもわからんけど、基本料金については100%入るわけやんか、3か月分については20%入るんでしょうという話をしてるわけや。

いや、だから別にそんなことでどうのこうのと言わへんけども、要するに、 普通に取るよりは大した金額じゃないでしょうけども、水道会計にとっては収 入がその分増えるでしょうという話をしてるだけであって、そういうことで言 ってるんですよ。別に決算、予算ということじゃなくて、その分、取りはぐれ ないから言ってるだけよ。そういうことよ。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

先ほども御説明させていただきましたが、あくまで見積り、今回、理論上ですね、基本料金ということですので、基本料金のその分で、その住民の方から入れていただく分はその分が引かれるというものでの見積りでございますので、あくまでも、その予算見積りということで、それで実際に確定という、実際確定かどうかについては決算のときに決まってくるというところでございます。

○議長

馬本議員。

○ 1 2 番

そしたらね、聞くで。滞納の人いてはったって。その人は基本料金引くんか。 どうやねん。

○議長

馬本議員。

○ 1 2 番

水道会計というのはね、水道料の使用料で運営してんねやろ、基本的に。そ やろう。何ぼ幾らね、よそから交付税、一般会計繰入れ入ってもですよ、基本 的に滞納してる人についてはやな、おかしいやんか、一般的に考えても。何で 基本料金も引くねんと言われたらどうすんの。私たちは、きちっと滞納せずし て使用料は支払ってますよ。いや、滞納してる人については、基本料金だけ引 きますねん、そんなこと通るんかいな、一般常識的に。水道会計はそんなん違 うやろう。きちっとそういうもんはしていかなあかんのと違うの、一般的には な。下水道事業違うで、これ。水道料金をもって運営するのやで。公営企業や で、これ、というふうに私は思うから、そやから、これはあくまでも見積りで あってね、滞納してはる人にわざわざ基本料引きに行きますんかということに 対しては、私はクエスチョン持ってるわけや。何ぼ交付税の金でこっち入って きたって、それは一般的に誰が聞いたってな、おかしいと思う。善意の納税者 じゃないけど、善意な使用料を払うてはる方に対する対応はちょっとしにくい ん違うか。一般的に理解できるか。ということで、僕が言うたのは、予算書は 一般会計であったって見積りやん、こんなん。そうやろ。そやから、後の運営 は運営体で、山口君は山口君の考え方やろう、僕は僕の考え方や。公正・公平 に私はいくべきやというふうに思いますので、一応その点、よろしくお願いし たい。

○議長

山口議員。

○ 7 番

公正・公平の話をしてるんじゃなくて、現実的に、請求書、例えば基本料金も含めて、うちなんか大体 2, 300円、2,500円ぐらいやけど、そのときは 1,300円とか 1,500円しか来ないわけよ。引かれないわけよ、自動引き落としやったら。ほんだら、1,000円引かれてないでしょう。ほんで、自動引き落としじゃない人には、普通納付してる人には、残りの 1,300円、1,500円を請求するわけでしょう。それを滞納したとして、滞納は 1,500円、1,300円になるやん。基本料金の 1,000円は、その人が滞納してたって、町から金入るやん、一般会計から。そういうことでしょう。

いや、それを、馬本議員が言ってるのは分かるよ、不公平やって、それはそうかもしらん。せやけど、制度として、今のやり方やったらそれするしかないでしょう。だからそうなってるんでしょうと私は確認してるだけ。それがええとか悪いなんて誰も言ってませんし。そういうことでしょう。だから、町のほうはこれまで、基本料金も滞納になってた分は、取りはぐれがないから全部入るでしょうと聞いてるわけやんか。それはそのとおりでしょう。それ、今、馬本議員が言うように、じゃあ滞納した人の1,000円については、その人にまた請求するの。滞納してる人には、あなた滞納してるから、基本料金の減免はありませんと言うて、3か月分、3,000円請求するんですか。それはどうなのよ、それやったら。それせんとあかんようになるよ。でも、実質、事務的に非常に困難。やるならやったらええけど、私はやってもやらんでも別にどっちでもええんやけど、そういうことを聞いてるんじゃなくて、そういう制度ですねという確認をしてるわけ。分かりますか。

○議長

馬本議員。

〇 1 2 番

あのね、このお金は何で来たんや、ほんなら。コロナ対策の交付金で来てんねやろう。交付金で来てんねやろって。使い道は何ぼでもあんねや、ほかに。違うの。例えば滞納をしておられる方、分かってるわな。職員さんもいてはるわな、そういう専門の徴収員さん。それ、もうてきたらええねや。きちっと言うたらええねや。この後、こうなりますよと。そこはちゃんとな、僕は、きちっと納付されてる善意の利用料金を納付されてる方とちゃんと格差つけやなおかしいで。

それと、この交付金は何の交付金やという原点忘れたらあかんと思う。コロナ対策で国から頂いた金やろう。水道料金の基本料金に100%使えという話と違うやろう。いろんな使い方あったやろう、いろいろ。それもちょっと考慮して、要するに、そこら辺は、俺が言うたのは、もうたから全部収入するというのはな、滞納分の人に対してもちょっとおかしいん違うかというふうな、誰もが疑義感じんねんでということを申し開きで言うとくわ。

○議長

事業部長。

○事業部長

ただいま、この基本料金減免の取扱いについて、いろいろ御質問いただいて おります。当然、水道基本料金の滞納されてる方についてはですね、きっちり と払っていただくのが本意でありますし、水道料金滞納が半年以上になります と、水道の給水停止というような措置も行っております。それは当然のことで ありますし、今後もそういう考え方でやっていきます。

今回ですね、水道料金のこの基本料金減免については、コロナの交付金を活用して、平群町としての支援を実施しております。あくまでも生活支援ということで実施させていただいたわけでございますけども、全ての住民の方に公平に基本料金3か月分を減免するということで、8,093世帯掛ける基本料金1,100円掛ける3か月分ということで支援させていただきました。

当然、滞納しておられる方に水道料金基本料金を3か月分減免するのかどうかというようなお話もございましたけども、考え方としては、全ての方に水道基本料金は減免させていただく。その上で、滞納されてる方については引き続き、滞納整理に向けて取り組むということで御理解をお願いいたします。

○議長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第57号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議 ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第57号 令和4年度平群町水道事業会 計補正予算(第1号)については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第16 議案第58号 令和4年度平群町下水道事業会計補正予算(第

1号) について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第58号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第58号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第58号 令和4年度平群町下水道事業 会計補正予算(第1号)については原案どおり可決されました。

説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

続きまして

日程第17 議案第59号 平群町ふれあい交流センターの指定管理者の指 定について を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第59号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○ 7 番

ちょっと、指定管理全体、これ、ほかの指定管理、これまでやってきた指定 管理については、今年の9月議会で議決したんやったかな。そのもっと前、去 年。同じ時期ですよね。例えば、道の駅とか体育施設とか、あれ9月議会でし たか。違うの。同じときですよね。

「30年」の声あり

○ 7 番

まあええけど。この前、こういう資料、指定管理者制度導入による効果についてというのを、質問を受けて出していただいたと思うんですけど、これ見てるとね、委託料ということで、効果は金額で、数字で出してもらってるんですが、このふれあい交流センターについて言うと、平成27年に368万9,000円やったのが、昨年度、令和3年度は348万3,000円で20万6,000円やったのが、昨年度、令和3年度は348万3,000円で20万6,000円やったのが、昨年度、令和3年度は348万3,000円で20万6,00円やったのが、昨年度、令和3年度は348万3,000円で20万6,00円やったのが、時間題は何もないんだけど、結局職員の人件費が、要するにそういう外郭団体にしろ、ほかの団体にしろ、そういうところの職員に置き換わって人件費が安くなったというだけの話なのよね。そんなんより、本当なら、それすることによって、もちろん社会福祉協議会ですから、ふれあい交流センターを運営する専門的な機関としてはいいんですよ。いいんですけどね、その効果のこんなん、サービス向上のところでは運営できてると書いてあるけど、前よりようなったか悪なったか何も分からんし、いや本当にどう考えてんのかなって。

国の制度としてはあるわけやから、使えばいいんですけど、単に安上がりの人件費ですることによって町の財政負担を少しでも減らすという考えでやってるんだったら、本来そういう趣旨ではないと私は思うので、どうなのかと思ってるわけですよ。その点、もうちょっとちゃんと、どういう変化があったか。ええことだけ書くんじゃなくて、マイナス面もプラス面も両方ともきちっとね、この間のやってきたことも含めて客観的に検証して、文書として残すべきじゃ

ないですか。やめろとかということじゃなくてね、いいも悪いもちゃんと書いて検証しないと、今後のまちづくりという観点から見たってそうでしょう。この後、斎場の指定管理も出てきてますけども、だからちょっとその辺はどう考えてるんですか。これ、誰が答えるのか知らんけど、これだけじゃなくて全体でですよ。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

指定管理の御質問ということで、政策推進課のほうでお答えさせていただきます。

こちらのほうの導入効果についてということで、11月24日にお配りさせていただいたんですけれども、何分、指定管理の制度といたしましては、まず住民サービスの向上と、あとコストカットの部分、経費節減とか、そういった部分の二面性があるかなという形では考えております。そういった中で、今回の導入効果につきましても、議員おっしゃるとおりですね、やはりこういった効果検証というのは、毎年か何年かに1回かというのは常にやっていかないといけないなというのは、正直今回、私たちも反省してるところです。今後、その内容をですね、いい部分だけというか、財政的な効果というところで、やはり財政効果を見るに当たっては、人が何人いて直接したらというので考えたんですけど、1人増やすことによってその効果の額というのは変わってきますんで、今回、委託料という形でお示しさせていただいたということでございます。

確かに客観的な部分ですね、どういった形で、経緯といいますか、そういった部分については、ちょっと今後、お時間頂きまして、そういった検証もやっていくということで考えております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○ 7 番

いいですけどね。結構長いことやってるし、別にそれで大きい問題が起こってるわけじゃないから、そう問題にするようなことじゃないんですけどね。ただ、安易にやるというのは、職員を他の外郭団体に置き換えることによって人件費が減るというようなやり方が本来いいことなのかというふうな思いもあるんで聞いたんですけど、次のところでもう1回聞きますから、もうこれはこれで結構ですけど。

○議長

ほか、質疑ございませんか。馬本議員。

○ 1 2 番

ちょっとこれな、勘違いしたらあかんで。今、山口君、社会福祉法人、町の 外郭団体って、違うやろう。法律変わって、民法34条になったやろう。何が 言いたいか、僕は。何で非公募にしたんや。まずそれ答えて。

民法上の団体になってんねん。それは、社会福祉法人並びに財団法人は法改 正されて、民法34条の団体になってんで。外郭団体と違うで、町の。それな らば、なぜ公募しなかったんですかということ、まずそこから聞く。答弁して。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

お答えします。

まず、ふれあい交流センターのほうにつきましては、平成27年度から今年度末、来年の3月で社会福祉法人の社会福祉協議会において、2期8年間の同施設の管理実績があります。また、この施設自体は介護保険法に基づく地域包括支援センターを同施設内に置いておりまして、同じ委託事業者が施設管理を行うことによりまして、施設管理と一体的な相互連携が可能でありまして、ちらに委託費内において、いわゆる有資格者の配置をすることによりまして、町職員の配置を不要とするなどの効果にもつながっているため、非公募により、同一事業者のほうを指定を行ったものであります。

以上です。

○議長

馬本議員。

○ 1 2 番

ということは、町の外郭団体と違うやろう。民法改正されたね、3 4条にね。 ということはな、社会福祉法人に2,700万円の補助金渡してんねん、町から。たしかそう違うか、僕の記憶では。それはそんでええけどもね、今の実績で非公募にしましたということやから、それはそんで包括支援センターの中に入ってやっていただく、これも構へんで。けど、きちっとな、こういう理由でこうやというふうに、最初、提案理由でもっと言わなあかんのと違うか。僕かて、次また野菊の里も出てくるわ。これも民法34条の団体や。これも非公募でやってんねや。またこれはこれで聞くけどね。

ここで一つね、自分とこの行政全体の話やけど、精算制でやってるとこと、 委託料やで、指定管理、年間ね、固定でやってるとこと二つあんねん。そこの 根拠、全然分からへん。例えば、先ほど補正予算で出てきたかしのき荘の光熱 水費。これは光熱水費いけたから出てなかったけどもね、あれは精算制やろう。 決算で精算してるやろう。何でそれ精算するのか分からへんねけど、それはそ んでええとしたってな、あこは歳入が収入入らへんのやろう。今度、野菊の里 は代行収入するんか、町のやつをすんのやろう。今度また次の問題出てくるけ ども、また俺、そこで言うけどもな。

そやから、考え方によったらな、10万円以上の云々については、備品については町は全部するんやろう、10万円以上はね。そやから、ここら辺ね、きちっとな、もっと提案理由を非公募にした以上は、提案理由はもうちょっと、やっぱりここで説明してほしいな。民法の団体ですけども、法律上は民法の団体に変わりましたけども、こうこうこういう理由で非公募にしましたという話ないやろう、僕から質問受けるより。そういうやつをこれから、提案理由に書いてないけども、そこで詳しく、今後説明していただけるよう、よろしくお願いします。

○議長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第59号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議 ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第59号 平群町ふれあい交流センター の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。 午後3時20分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時10分)

再 開 (午後 3時20分)

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

続きまして

日程第18 議案第60号 平群野菊の里斎場の指定管理者の指定について を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第60号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○ 7 番

ちょっと今の説明でもうひとつよう分からんかったけども、要するに使用料については町のほうに入るという話ですね。ということは、管理料だけを支払うということ、それで100万円の効果がある。その100万円の管理料がなぜ減るのか、その辺説明していただけますか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

100万円の効果についてなんですけれども、予算ベースでございます。予算につきましては、外注費、委託する分につきましても、予算のときには予算見積りの額と。またあと入札の差金が出て、決算時には若干低くなるという部分がございます。そこの部分の見込みの部分と、あとは人件費の減額という形で見込んでおります。

以上です。

○議長

山口議員。

○ 7 番

人件費は分かりますよ。ただ、人件費だって、例えば町の職員、若い子が行ったら低くなるし。そうでしょう。年数ある人が行けば高くなるわけだから、それで全然違うじゃないですか。それについては、委託するから相手の、これやったら地域振興センターのほうの都合でパート雇ってやるんか、給料の高い人が行くんか、それは向こうの勝手やからあれやけど、払う金額は町のほうはもう決めてやるわけでしょう。ということは、今、町が管理料として払う金額が、今実際に職員が行ってやってる管理料よりも、人件費だけじゃなくて、全てについて安くなるというのはもうひとつ理解できへんねけどね。人件費は分かるよ、人件費が安くなるのは。それ以外で、何で指定管理にしたら安くなるのよ。施設そのものの管理費が、これまでの経費が安くなるというのが理解できへんのよ。

それ、今もういいけど、ちょっとそれ数字で出してよ、表で。予算ベースでこんだけ安くなりますと今言ったんやから、その数字で出してよ、それをペーパーで。そうでしょう、地域振興センターが管理することに別に反対せえへんけど、何でそんなに急いでというか、指定管理したがるのかなというのがちょっとよう分からんから、安くなるからやるんやろうけど、それ、何でそれ、それだけ安くなるのか、ちょっとそれ、ペーパーで出しといてくれますか。それいけますか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、また改めて資料のほう、出させていただきたいと思います。 以上です。

○議長

ほか、質疑ございませんか。山田議員。

○ 9 番

指定管理をされること自身に反対ではないんですけど、どうもそのされる理由というのがよく見えない。今、人件費の話もありましたけども、これまでは管理職が行ってましたですよね、何年か前までは。ところが、今は再任用の職員の方が行っておられる。そのほかは、地域振興センターかな、シルバー等からいろいろと応援を頂いてるということで、これ以上人件費の下げようはあるのかなというのが不思議なんです。そのことをとやかく言っても下がるというものは下がると思うんですけど、何点かお聞きしたいんですけど、1点は、この管理で、火葬も含めた管理も全部委託するということでいいんですよね。

それと、あとね、今までもずっと出てましたけど、人生の最後の場所ですよ

ね。家族にとっても、お別れをする厳かな場所なんですけど、これまで、斎場がオープンしてから、幾度となくいろんなトラブルも出てきてたわけですよ。お通夜等を行われる御家族の方と管理当番をされてる方。その都度、やはりいろいろ教育をしていかなければならない。これまでは、町としてですね、町の職員がいろいろそういうお手伝いをしていただいている方に対しての教育も含めてやってきたと思うんですけど、今後、指定管理をするということであればね、その辺の、住民等、最後使われてですね、体育施設等のように継続的に使われる施設でないんでね、御不満だけが残ってる家族も出てくるかもわからない。そういう教育等は今後どうされていくつもりなんですか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

火葬の部分の回答をさせていただきます。

火葬のほうも含めて指定管理者のほうで契約を進めていってもらうという形 になります。

あと、会葬者の方へのトラブルの防止、予防という観点なんですけれども、 そちらのほうは、もしあれば、当然ながら指定管理者のほうが、そこの方々、 自分の職員を含めて教育していくというのが基本となると思います。ただ、そ れでも町のほうに協力を求められる場合は町のほうからもそういう形で教育の 応援という形はさせていただこうとは思っております。ただ、振興センターの ほうからの提案の中では、そういうことがないように、住民サービス、利用者 ファーストという形での教育をやっていくと、研修していくという提案も頂い ておりますので、そちらのほうをまず見守っていきたいと考えております。

○議長

山田議員。

以上です。

○ 9 番

そういう対応というのはね、しっかりと教育していくという単純なものではなしにですね、立場が違うわけですよ。職員であればね、直接自身の今後の勤務にも関わってくる。そういう意味では、それなりに誠意を持って接していかなければならない。それができなければ本人の評価が下がるわけですよ。ところが、指定管理となるとですね、その個々の方々がどう考えられてるか分からないと思うんです。そういう意味では、業者にそれも全て、業者といっても地域振興センターですけども、丸投げしてお願いするというよりは、私は本来、

町も都度関わっていく必要があると思う。そういう意味ではね、やはり指定管理にしても、町が関わっていかなければならない目に見えない業務が発生するんではないかと思うんですよ。金銭的に現れない業務が発生するんではないかと思うんですよ。そこのところはしっかりと考えていただいてね、都度町として、担当課として関わっていただくようにお願いをしておきます。

○議長

山口議員。

○ 7 番

火葬棟のほうね、今委託してますよね、専門の方にね。それは、振興センターがまた、同じとこかどうかは知らんけど、そういう専門業者に委託するということになるんですか。それは町のほうが委託するんですか。その辺はどのように。それか、振興センターそのものがそういう専門的な火葬業務も請け負うということですか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

火葬棟のほうにおきましては、今現在、複数年契約を行っております。その 点もありますし、現状の維持で行っていく予定をしておりますので、振興セン ターのほうが契約をして続けていくという形で、今考えております。

以上です。

○議長

山口議員。

○ 7 番

そしたら、あれたしか、金額、ちょっと今どうなってるか分かりませんが、 最初ずっと1,900万円だったと思いますけど、そしたら、それを振興センターが、例えば今やってるとこと契約するなら今やってるとこと契約すると。 それは全く新たに契約するということになるわけ。いやいや、どういうことなの。首振ってるけど、振興センターの裁量で契約するんでしょう。じゃあどこと契約しようと構わないじゃないですか。町はそれに口挟む余地があるんですか。ないんでしょう。いや、ただ今のところとするかどうかは別にして、指定管理を受けた振興センターがそういうところと契約するんですね。だから、まち 関係なくなるんですね。予算書には出てこないんですよね、だから、ではもう関係なくなるんですね。予算書には出てこないんですよね、だから、そことの契約という委託料という項目が出てこないということでしょう。振興センターに、それも含めて、管理料も含めて、斎場分としてお金を払うと、こうなるわけでしょう。だから、そんなんも含めて、さっき言ったペーパーで、1 00万円程度管理料が減るというのは、それも含めて出してくださいね、全て。 今まで、これまで直接予算書に載ってたやつが載らなくなるわけですから、例 えば議会から言えばチェックが働かないということにもなるんですよ。だから、 それはちょっと出してくださいね。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

今、複数年で契約しているもの等ですね、今現状、人的な契約を行っている 部分につきましては、振興センターのほうに引き継ぐような形で考えておりま す。あと、予算書ベースですね、先ほどもおっしゃっていただきました金銭的 に分かるもの、それはまた出させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長

ほか、質疑ございませんか。馬本議員。

○ 1 2 番

今度、委託するということは、令和5年からやるんやろう、4月1日。ということは、予算書にな、野菊の里の委託料って出てくんねやろう。そこで詳細で聞けんのやのう。チェックできるんやな。議会議員はそれにおいてチェックできますかって聞いてんねん。言うてる意味分からへんのかいな。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

予算の中では委託料として計上させていただきますので、また質疑には対応 させていただきたいと思います。

以上です。

○議長

馬本議員。

○ 1 2 番

それは、僕はチェックできると思います。委託料に出てきたら。

それはそれとして、ちょっと聞きたいねけど、今度はそれ、使用料については代理収納するわけやろう。この野菊の里な。これも結局、今複数年契約で1,100万円か1,200万円ぐらいで、1年火葬料金の契約してるん違うの、1,000万円そこそこで。人体炉とあの火葬炉、分かるやろう。1,100万円か200万円、そこら辺やと思うね、たしか。年間でっせ。それを複数年やったな。そういう記憶してんねん。それは引き継いで、今さっきもあってん

けど、地域振興センターへ持っていって、今度名称変わるのかということをき ちっと言うてや。今度新たに地域振興センターと契約されるんかって。

それとな、シルバー人材センターにいろいろ御協力していただいてるわけや。 お通夜についてはシルバーに来ていただき、土曜、日曜、祝日、これについて も昼も来てもうてるな、シルバーさんにな。その形態は変わらへんのかと、ま ずその点。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

火葬炉の委託についてなんですけれども、今現在複数年しておりますので、 その辺は業者と委託の変更契約を行いまして、地域振興センターが契約者とな るということで考えております。

あと、シルバー人材センターのほうですけれども、引き続き、今までの形状で行っていくという形で考えております。

以上です。

○議長

馬本議員。

○ 1 2 番

これ、緊急財政健全化計画の中で出てきた話や、これね。どのぐらい削減されるんかということで、100万円ぐらいということでおっしゃったけどな、 それはそれとして、概算やろう。それはまた出てくるのを楽しみにしてますけ どね。

それはそれとして、一つ個人情報漏えいについて問題あったらいかんから公益財団法人にしましたよと言うたね。そうかな。それは、どこの民間でも一緒やと思うよ。例えば、民間の銀行でも一緒やんか、みんな。個人情報なんか絶対に漏えいせえへん。そうやろ。

それと、それよりね、僕が一番ここでね、今さっき全体出たけども、総合スポーツセンター、中央公園、それから健民グラウンド、北公園、これがね、地域振興センターに固定式で今まで5,000万円出てんねん。当初予算5,000万円。ほんだら、あと全体で何ぼ要んねんというのは7,000万円やってん、あれ。2,000万円は使用料で相殺してはってん。あれね、お金の入るとこやな。あの人は代理収納してない。ここは何で代理収納するの。というのは、整合性ついてけえへん。言うてること分かるやろう。

例えば、先ほどふれあい交流センター、かしのき荘は代理収納せえへん。使 用料出てけえへん。お風呂もみんな無料、お部屋も館も、かしのき荘はみんな 無料でしょう。地域振興センターは代理収納ないわ、包含された委託料になる わと。今後、これをこういう形式に変えていこうと思ってはるのかどうなのか、 その点、自分ら、担当者誰や。これ担当してるの山﨑君かな。ちょっと一遍答 えてよ、そこの整合性。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

指定管理者の方向性という部分でございますけれども、確かに体育施設等のほうにつきましては利用料金制という形で行っておると。そして、先ほど出ましたふれあい交流センターと老人福祉センター等につきましては、利用料金のない形で実施しております。そして今回、野菊の里につきましても、今回ですね、指定管理者の独自事業とか葬祭場では施設管理という形になってますんで、そういった部分ができないといった部分もございまして、そういった形で、使用料の収受の代行という形で代理収納という形になっておりますけれども、ただ一定、これからの方針としては、それを全てそうしていくのかというのは、また施設との協議の中で検討していくのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○ 1 2 番

何でそれ言いたいかといったらな、今度かしのき荘で電気代と光熱水費、補正予算出たな。総合スポーツセンターも補正予算出たん違うん。固定式と精算式、全然違うやん。おかしいとなるねん。そうやろう。固定式やったら、そこで運営して、中で泳ぎなさいってなるやん。何でって、使用料は全部財団法人が収納されてんやから。にもかかわらず、電気代だけ300万円か何ぼか、何かあったな。今回補正でお願いしますって。精算制の方式でやってはるところやったら、それはしゃあないねと、こうなるんやけどね。そういうことがあるんで、将来、そのいろんな研究されたらええと思うけどな、そこら辺が、誰が聞かはっても整合性あるように今後していただきたいなと。代理収納してるところについては、片やは精算制し、代理収納していない、固定でそこの年間何ぼという固定でやってる施設についてはね、固定式にもかかわらず補正を出してきてるということになるんやからな、それちょっと、今後整理してくれるか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

指定管理の部分というか、整合性が合ってないという部分なんですけども、確かにそういった部分もありますので、今後どういった形で整合性が取れていくのかというのを踏まえて、研究じゃないですけど、ちょっと研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○ 1 2 番

もう一言だけ最後に。

野菊の里、今回、来年から、4月から指定管理になるんやけど、住民にとってね、やっぱりサービスだけはな、またいろんなことについてはちゃんと対応できるようにね、今の間からやったら準備できるんで、ちょっとその点、地域振興センターにね、そこの委託される団体によく教育していただきたいなというふうに思いますんで、よろしくお願いします。

○議長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第60号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議 ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第60号 平群野菊の里斎場の指定管理

者の指定については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第19 同意第3号 公平委員会委員の選任に同意を求めることについ

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

同意第3号

公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

7

公平委員会委員 大塚昭治は、令和4年12月18日をもって任期満了することから、引き続き下記の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年12月6日提出 平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字鳴川188番地

氏 名 大塚昭治

生年月日 昭和15年11月1日

以上でございます。

○議長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町 長

それでは、提案理由を説明させていただきます。

ただいま局長より朗読のありましたように、同意第3号の公平委員会委員の 選任に同意を求めることについて、提案の説明をさせていただきます。

皆様御承知のように、公平委員は、地方公務員法第9条の2に明記されているとおり、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関して識見を有するものとなっております。

大塚昭治氏は、昭和56年7月より町公平委員として御活躍を頂いております。今回、任期満了を迎えるに当たり、これまでの経験を生かしていただきまして、引き続き公平委員として御活躍を頂きたいと考えておりますので、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第3号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。同意第3号 公平委員会委員の選任に同意を求めることについては原案どおり同意することに決定しました。

続きまして

日程第20 同意第4号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

同意第4号

教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

教育委員会委員 東 伸幸は、令和5年1月25日をもって任期満了することから、新たに下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年12月6日提出 平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字椿井102番地

氏 名 城垣圭一郎

生年月日 昭和35年1月28日

以上でございます。

○議長

続いて、提案者の提案理由を求めます。町長。

〇町 長

それでは、ただいま局長より朗読のありました同意第4号の教育委員会委員 の任命に同意を求めることについて、提案の説明をさせていただきます。

皆様も御承知のように、教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する 法律の第4条に明記されているとおり、当該地方公共団体の長の被選挙権を有 する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し、識見を有する者となっ ております。

城垣圭一郎氏は、町立平群幼稚園PTA会長、平群南小学校PTA会長、平群町連合PTAの会長を歴任されており、地域の活動や子どもの教育に熱心に取り組まれております。つきましては、新たに委員として任命をいたしたいので、御同意いただきますようお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第4号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、同意第4号 教育委員会委員の任命に同意を 求めることについては原案どおり同意することに決定しました。

続きまして

追加日程第1 同意第5号 監査委員の選任に同意を求めることについて を議題といたします。

町長のほうから選任されました山田議員は地方自治法第117条の規定により、自己の一身上に関する事項でありますので、御退席願います。

山田仁樹議員退場

○議長

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

同意第5号

監査委員の選任に同意を求めることについて

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和4年12月6日提出 平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町吉新4丁目3番17号

氏 名 山田仁樹

生年月日 昭和36年4月16日

以上でございます。

○議長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

〇町 長

ただいま局長より朗読のありました同意第 5 号の監査委員の選任に同意を求めることについて、提案の説明をさせていただきます。

皆様も御承知のとおり、監査委員とは、地方自治法第199条に明記されてますように、財務に関する事務の執行並びに事業の経営管理、さらには行政運

営等の監査を行うものであります。

山田議員は、十分な経験と知識を備えられている方であり、適切な監査をしていただけるものと考えております。御同意いただきますようお願いいたしまして、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○ 7 番

今回、この時期に議会選出の監査委員の選任ということで、町長から提案あったわけですけれども、なぜそうなったかという理由をちゃんと説明していただかないといけないんじゃないですか。

○議長

町長。

〇町 長

山口議員の質問にお答えさせていただきます。

11月22日付で森田監査委員より退職の申出があり、同日付で承認をいたしましたということです。

内容については、メール等とか、また何人か集まったところで、町の、まだ議論されてない、監査結果が報告されてないことを事前に住民に知らせたということで、このことに対して不適切であるというふうに判断いたしましたので、退職を同意いたしたところで、新たに監査委員を任命したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長

山口議員。

○7 番

今年5月の臨時議会で監査委員の同意案件はありませんでしたよね。昨年の5月の臨時議会で監査委員の選任があって、平群町議会は、慣例として、議長、副議長、監査委員についてはですね、一旦辞表を出して、慣例で、再任は妨げませんが、そういうことでした。ところが、今年5月の臨時議会で町長は辞表を受け取らず、そのまま継続ということでされたわけですよね。そういうことであるにもかかわらず、今回、今の説明であれば、守秘義務違反でですね、本来あってはならない、奈良県に問い合わせると、めったにないというか、初めて聞く事例だというようなことも聞いておりますし、そういうことに対して、町長、任命責任、ましてや慣例を無視して継続していただいた方がこのような事件を起こしたということに対して、町長は任命責任ももちろんありますし、そのことについてはどのように反省されているのか、どのようなお考えなのか、

はっきりとゆっくり答えていただけますか。

○議長

町長。

○町 長

まず、任命権者として任命責任を感じるとともに、平群町の監査に対する信頼性を損なったことについては誠に遺憾だというふうに思っております。 以上です。

○議長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第5号について採決を行います。

本案について、原案のとおり選任同意することにいたしたいと思いますが、 異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、同意第5号 監査委員の選任に同意を求める ことについては原案どおり選任同意することに決定いたしました。

山田議員に御入場いただきまして、御挨拶をお受けしたいと思います。

山田仁樹議員入場

○議長

山田議員さん、御挨拶お願いします。

○ 9 番

このたび、監査委員選任に御同意を頂いたということで、まずもってお礼を 申し上げます。ありがとうございます。

平群町財政は、これまで同様、重症警報という厳しい状況ではございますが、 そのような中で、監査委員の職務も大変重要なところであると思っております。 私自身、平成17年度から数えて、久しぶりに2度目の監査委員となるわけ でございます。任期としましては、前任者の残任期間の任期となるわけでござ いますが、代表監査委員とともに、平群町のためにも頑張ってまいりたいと思 います。そのためにも、皆様の御理解と御協力を賜りますことをお願いを申し 上げまして、監査委員選任の御挨拶といたします。ありがとうございます。

○議長

以上で本日の日程は全部終了いたしました。これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 3時56分)